

---

○議長（松崎 勲君） おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長からあいさつがございます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 皆さんおはようございます。

本日は平成23年第2回定例会を開催いたしましたところ、皆様方には公私ともご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

平成23年度も3ヶ月が過ぎようとしておりますが、各事務事業とも順調に推移しているところでございます。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

さて、ここで3点ほど報告をさせていただきます。

1点目は職員の採用でございますけれども、平成22年度中に定年退職者を含む10名が退職され、今年度末にも定年退職者を見込んでいます。

そのうち保健師2名は、年度末に急遽退職したこともあり、町民の健康管理業務に支障を来すことのないよう、時期を見計らって補充させていただきますが、一般職については町の行財政改革実施計画によって退職職員に対し、採用職員は2分の1以下にとどめることとしており、急激な職員数の減少を抑えるために、市町村職員採用合同試験に参加し、若干名採用させていただきたいと考えております。

なお、募集内容等の詳細は、今後町の広報、ホームページ、地方自治情報センターホームページにより募集をいたしたいと考えております。

2点目は、現在調整中ではございますが、平成22年度の各会計の決算状況をご報告させていただきます。

一般会計では、おおむね歳入総額43億1,100万円、歳出総額40億5,000万円、歳入歳出差し引き額2億6,100万円程度となっております。このうち、繰越明許を除いた実質収支は2億4,300万円程度となるものと見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計につきましては、合計額で申しますとおおむね歳入総額25億6,100万円、歳出総額24億5,200万円、歳入歳出差し引き額は1億900万円程度を見込んでおります。

また、ガス事業会計では、売上高5億1,500万円を見込んでいるところでございます。

次に3点目ですが、6月11日から15日にかけて、山内地先におきまして、ほたる鑑賞会を開催されました。今年から地元の生態系保全推進協議会が主催となり、それに防犯、環境などのボランティアが加わり、一つの協働が進められるようになりました。

また、駐車場対策として送迎バスを運行し、多くの方が利用していただきました。

入り込み客は5日間で1,300人、バス利用者は360人でした。

今後もこうしたあり方を、他のイベントでも取り入れていきたいと考えております。

さて、本定例会でございますが、報告1件、承認1件、条例改正1件、補正予算3件、人事案件2件の計8件をご提案申し上げております。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松崎 熱君） ただいまから平成23年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時04分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松崎 熱君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松崎 熱君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松崎 熱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 森 川 剛 典 君

4番 小 幡 安 信 君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松崎 熱君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、丸 敏光君。

〔議会運営委員長 丸 敏光君登壇〕

○議会運営委員長（丸 敏光君） 皆さん、改めておはようございます。

議長のご指名を受けましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、6月14日に委員会を開催し、平成23年第2回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、平成22年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告1件、承認1件、条例の一部改正1件、補正予算3件、同意2件の計8議案が提出されているほか、議員発議1件、請願2件が議題とされます。

また、一般質問を7名の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付した平成23年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

ます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松崎 勲君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松崎 勲君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松崎 勲君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から報告1件、承認1件、議案4件、同意2件の送付があり、これを受理しました。

また、丸議員ほか3名から発議1件を受理しましたので、ご報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めた者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成23年4月分、5月分の例月出納検査結果並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松崎 勲君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、行政報告を3点ほど申し上げます。

まず1点目でございますけれども、節電の関係でご報告申し上げます。

本年3月、東日本大震災の影響で、東京電力の電力供給不足から計画停電が実施され、住民生活や産業活動に大きな影響を与えたのは記憶に新しいところです。電力の需給バランスは、夏期に向けて再び悪化する見込みであり、政府は大口電力需要家に対し前年度比15%削減を義務づけました。

長南町では、既に蛍光灯の間引き、昼休みの消灯等取り組んでおりましたが、町民の皆様に節電への協力をお願いし、15%削減を達成するため、徹底した節電対策を実施することといたしました。

具体的には、消費電力の大きいエアコンの設定温度は28度Cを徹底する。

2つ目として、パソコン、コピー機など事務機器で長時間使用しないものは電源を切る。

3つ目の、平日の午後2時から午後4時までの間における消費電力を抑制するため、午前中の会議を励行するなどを主な内容としておりますが、室温上昇への対応として、ポロシャツでの執務を可能とする対策も盛り込んでおります。

役場をはじめ各施設では、達成状況をこまめにチェックし、住民サービスの低下を招かぬよう節電対策に取り組んでまいりますので、町民の皆様もできることを地道に行う節電活動を継続していただくようお願いしてまいります。

2点目でございますが、株式会社佐久間の工場進出について報告いたします。

株式会社佐久間については、現在、茂原市台田で茂原工場を操業しておりますが、工場敷地が借地であることから契約期間満了を機に、今回長南町小沢地先の旧アオキ工業工場跡地を購入し、茂原工場の生産設備をすべて移転するとのことでございます。

長南工場での操業開始予定は、来年1月から一部操業開始を目標とし、1月から3月にかけて段階的に移転する計画で、現在、移転に伴う関係事務手続を進めていると聞いております。

株式会社佐久間の会社概要については、本社の所在地は勝浦市浜勝浦であり、創業は明治40年、会社設立は昭和46年2月、従業員は80名おり、現在では工場1カ所、勝浦、館山、鴨川などに7カ所の営業所及び東京事務所を設けて営業しております。

製品の取り扱い品目は、主に発泡スチロールの鮮魚、野菜箱等を製造しており、そのほかに段ボール箱、鮮魚用トレー等の生産も行っているとのことでございます。

この製品の製造に必要な生産設備である蒸気ボイラーには、燃料として町ガスを使用したいとの申し込みがあり、年間予定使用量は約190万立方を見込んでおり、ガス大口供給販売の顧客となることから、今後、ガス事業運営に大きく貢献していただけるものと期待しておるところでございます。

次に3点目の関係ですけれども、長南西部工業団地については、平成15年に千葉県企業庁の事業中止を受け、現在は企業庁の管理地となっております。

その後、平成22年度になって、県内で凍結となっている工業団地を見直す企業誘致推進本部が県庁内に設置され、工業団地計画の見直し調査が開始されました。

長南西部ほか県内7カ所の工業団地が対象となり、およそ半年にわたって、現地調査を含めた企業の立地ニーズに関する評価が行われましたが、残念ながら、再開に向けた候補地2カ所に残ることはできませんでした。

評価結果は、位置的な条件は評価が高いものの未買収部分があること、また山林部分が多く、造成に多額の費用と時間がかかることが大きく評価を落とす原因となりました。

今後、長南西部工業団地の跡地問題は、土地の所有者である企業庁と改めて利活用について協議することになりますが、企業庁はじめ関係者と協議する中で、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（松崎 熊君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（松崎 熱君）　日程第6、報告第1号 平成22年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本報告の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君）　それでは、報告第1号 平成22年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

議案の1ページ目をお願いします。

この繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定によりまして、本年度第1回定例会においてご承認をいただいているものでございます。

このたび、地方自治法施行令第146条の規定により、繰越計算書を調整しましたので報告させていただきます。2ページ目をお願いいたします。

内容につきましては、3款2項児童福祉費、保育所木造園舎補強事業、7款2項道路橋梁費、道路改良事業は、国の平成22年度2次補正予算で閣議決定いたしました補助事業でございます。

その他の事業といましましては、5款1項農業費、農山漁村活性化プロジェクト支援事業を繰り越しさせていただきますので、総事業費7,488万円が平成22年度から本年度への繰越額となります。

財源内訳のうち、既収入特定財源はございません。未収入特定財源5,699万8,000円のうち、県補助金230万円、分担金44万6,000円で、残りの5,425万2,000円は国庫補助金で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と地域活性化交付金となります。

農山漁村活性化プロジェクト支援事業における設計委託、土木関係の道路改良工事2カ所の工事は発注済みです。保育所木造園舎補強事業につきましては、詳細設計委託は6月末を工期として発注済みであり、補強工事につきましても以後発注する予定でございます。

以上で、報告第1号 平成22年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（松崎 熱君）　これで報告第1号 平成22年度長南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終ります。

---

#### ◎一般質問

○議長（松崎 熱君）　日程第7、一般質問を行います。

質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 森川剛典君

○議長（松崎 熱君）　初めに、3番、森川剛典君。

[3番 森川剛典君登壇]

○3番（森川剛典君） 3番、森川剛典です。

議長の許可を得て、議員として初めての質問をさせていただきます。

また、冒頭に当たり、当たり前のことでは恐縮ですが、私たち議員は町民の負託を受けてこの場に立っているわけですから、幸いにこの議会の直前に、地元地域の皆さんのが自主的に私の政策についてアンケートをとってくださいまして、3日前に110枚、110件分のものが届けられたものでございます。まだまだほかほかのぬくもりがありますので、こちらにございますけれども、そういうものを含めて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私がこの4月の選挙戦で一番強く訴えたのは過疎化の問題です。平成22年に過疎地域の指定を受けてから、多くの議員の方が過疎について質問や提言をされておりますが、それを受けた過疎に対する取り組みや認識が甘いと私は感じております。

昨年6月、第2回定例会で今関文平衛氏の過疎の質問に対して、町長のお答えでは「本町の人口減少は、ここ二、三年で始まったわけではありません。ここ35年間の人口減少率を見た結果、過疎指定になったところでございます。したがって、過疎指定になったから大きく町の行政運営の方向は変えようとは考えておりませんが……」とありまして、いろいろの施策を実施されてきたわけですが、結果としてすぐに答えが出るわけではありませんが、私たちの町は今、後継者や結婚をする若者が少なくなり、生まれてくる子供たちは昨年わずか38人で、高齢化率は30%、全国の水準を大きく超えているわけです。人口減少も121人と9,000人を割り込むのも時間の問題となっていました。まだまだ過疎が突き進んでいるこの厳しい現状をどうとらえていくか。また、それに対する取り組み方針や取り組み姿勢を伺っていきたいと思います。

その中で、最初に後継者や若者の問題についてお聞きします。

1つ目として、後継者や若者がこの町に住む場合の住宅問題ですが、安心して住める住宅地や住宅を提供できているかということです。

一昨年に県のほうから土砂災害警戒区域等の説明会があり、長南町で危険箇所数は453あり、多くの町民の皆さんのが集まり説明を受けましたが、やがて土砂災害防止法で区域指定されるとあり、不利益ばかりでこの町に後継者や若者が住む意欲がなくなっていると考えられます。

まず、第1に危険地域に居住している人たちあるいは対象地域、そういう方の今後の安全対策をどう考えているかお聞きしたい。

第2として、この区域指定や長南町の住民が多くかかわっているがけ条例、この条例がある場合、新たな住宅を設置する場合や増築する場合には制限があり、また金融機関などの貸し付けも受けにくいなど、非常に不利益が生じています。町として若者や後継者が町に残っていただけるよう、何か対策をとっているでしょうか。このことをお聞きしたいと思います。

また、このことについて、例えば町内移転に対して融資を積極的にするとか、住宅地のあっせんとか相談室とかコーナーとか、担当者とか、そういうものを設けていますかと、そういうことについて伺いたい。

続いて、質問2であります。同じく、後継者や若者の結婚問題についてお伺いします。

今年の私の地区の新年会で出たことですが、小学校PTA役員を決める際に、蔵持四番組の下地区は二十数軒あるわけですが、小学生が1人もいなくなってしまいました。それではやはり役員が決めづらいということ

で、司会の方が小学生予備軍はいらっしゃいますかというところを聞いてわかったことなんですが、小学生以下の子供も1人もいない。そうなると、じゃあカップルはできているのかなと。そうするとそれもできていない。ということは、私たちこの四番組の下の地域二十数軒あるんですが、後継者、子供たちが全然いない社会だ、どうなるんだと。やはりこういうことが多く長南町で起きている。

では、どうしたらしいのかということで、直接的にカップルができれば子供も生まれる。そういう考えでお聞きするわけですが、最近、婚姻届の推移はどうなっているかということで、これはどのくらい長南町で結婚している人がいるのか。全国的な水準との程度違っているのか、わかれば教えていただきたい。

また、結婚相談員はおられるようすけれども、どういう活動をして、どういう成果が上がっているのかお聞きしたい。私は、積極かつ具体的に支援をどんどんしていくべきだと思うのですが、町としてはどういうお考えをお持ちですかということをお聞きしたい。

質問3、過疎債の有効活用なんですが、過疎指定を受けたということで、過疎債というものが使えるようになりました。これは非常に有利なもので、極端に言うと3割の原資で7割の補助金が下りてくる。これは国が負担してくれる。非常にお得な制度だと思います。この活用について、長南町としては積極的な活用なのか、消極的な活用なのか、その方向性についてお聞きしたい。

また、これを使う場合、町の財政状況から言って、最大活用枠、使い過ぎるといけないので、どの程度まで40億円の財政の町で10億なのか20億なのか、5億なのか。大体大まかな数字で結構ですが、その辺が活用枠の最大だというところで、その最大枠についてお聞きしたい。

2番目、過疎指定の期間ですが、平成22年から27年度までの6年間となっております。この後のことは指定を受けるかどうかわかりませんので、果たしてこの6年間、どういう基本的な計画を立てているのか。やはり単年度で考えるのではなく、長期的な視野で、目的を持った過疎債を使用していくべきだと考えますが、活用計画を長期にわたって立てているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

初めに、町長、藤見昌弘君。

〔町長　藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君）　3番、森川剛典議員の質問にお答えしたいと思います。

件名いたしましては、過疎対策の取り組みについて、また、要旨としましては2点ほどございまして、後継者や若者の住宅問題と結婚問題について、また、2つ目が過疎債の有効利用についてということでございます。順を追ってお答えしたいと思います。

長南町の過疎化が進む要因の1つに、住宅問題も考えられます。本町で住宅を新築する場合に、立地条件から幾つかの規制がかけられております。がけ条例あるいは農振の除外等がかかっているわけでございますけれども、これらをクリアしていくことは非常に大変なことだと認識はいたしております。

また、住宅の裏山ががけ等で危険な箇所につきましては、土砂災害から住民の生命を守るために、千葉県がこれらの危険箇所について、平成19年度からおおむね10年かけ、県下9,764カ所、町内で、先ほど要旨にもございましたように453カ所の現地調査を実施し、特に災害が発生するおそれがある区域については、土砂災害

警戒区域等の指定をして、災害情報を周知するなど災害時における避難体制の整備を進めているところでございます。

これらの危険箇所における安全対策については、箇所数も多く、対策工事等のハード事業は予算的にも制約があることから、現在、避難体制等のソフト事業を進めております。

今後は、現在の住宅事情を踏まえ、住民の方々の生命を守ることを優先に、建築物の耐震化とあわせ窓口での相談体制の充実を図り、支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2点目の結婚問題につきましては、まず一番元となります人口でございますけれども、10年前の平成12年度末が1万938人、5年前の平成17年末が1万207人、昨年末が9,435人でございまして、平成12年末との比較では13.7%の減少となっております。

そこで、婚姻届の件数でございますが、平成12年が48件、平成17年が37件、昨年が31件でございまして、徐々に減少傾向となっております。なお、この5年間の平均では33件でございます。また、出生数でございますが、同様の年で申し上げますと52人、38人、41人でございます。

次に、後継者や若者の未婚状況でございますが、平成17年の国勢調査の結果を見ますと、30歳から34歳の男性が57.5%、女性が33.9%が未婚となっておりまして、全国との比較では男性が10.4%、女性が1.9%上回っている状況でございます。

このような状況の中で、結婚相談員の人数と活動状況等でございますが、町では結婚相談員といたしまして8名の方にお願いをしておりまして、年に4回の結婚相談日を開設し、また年1回ふれあいパーティーも開催しております、ここ5年間の状況といたしましては、2組の方がふれあいパーティーを通じ結婚をされております。

昨年度の成果といたしましては、カップルは誕生いたしましたが、いまだ結婚には至っておりません。

今後もふれあいパーティーにつきましては、結婚相談員の皆様方もご協力いただく中で、さらに広く他市町村や町内企業にも働きかけを行い、興味をそそるような企画で開催してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、過疎債の有効活用についてでございますけれども、過疎対策事業債は、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象に発行可能な地方債で、充当率は100%であり、元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるという地方債の中での有利な起債であることから、積極的に活用していくこうと考えております。

平成22年度からは、ソフト事業についても対象となり、本町では3,500万円を限度としてソフト事業に充てることができます。

過疎対策事業債や臨時財政特例債などの起債借入額については、単年度で借入額が返済額を上回らないこと、返済額が収入に占める割合である公債費比率が18%を上回らないことを原則といたしております。単年度の起債借入額は4億円を限度とすることが適切であるのではないかと、このように考えているところでございます。

以上で、1回目の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎 熱君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、再質問ということさせさせていただきます。

まず、住宅問題ですが、やはり答えていただきたい部分がちょっと足りないというんですか、この町は本当

にかけ条例、それから危険地域に指定されているところが本当に多いんです。低山地帯を抱え、やはり農村地帯でしたから住宅地が谷津とか農耕地を逃げてあるんです。そうすると、当然かけ条例にかかってしまう。そういうところに後から法律ができる、かけ条例、危険地域だと。危険だと言ってくれるとか、もうすぐ崩れそうだとか言ってくれるのは助かるんですが、実は私たちが50年スパンぐらいだと思うんですが、3,000世帯ありますから、50年、60年で考えると1年間に50軒ぐらい家が建てかわっているわけですが、そういう人たちが建てにくいとなったら、どんどん後継者がこの町に住まなくなってくる。そういう問題もあります。

その中で、そういうときに若い人たちあるいは後継者が、いや、そういう問題はあるけれども、町はこんなふうに面倒見てくれる、こういう成功例もあると。たくさん農地とか自分の土地があるのに、農地法、新農地法がかかっていて、なかなか自分の住宅地にできない、こういう問題もありますので、町としてもそういう問題を受けたとき、皆さん個人では諦めているんです。どうしようもないと。だけれども、そうではなくてもっと大きな行政自体の力で、営農組合とか後継者を考えているのに、逆に新農地法、農地法が自分たちの後継者の住むことを邪魔しているわけですから、この辺についてはもう少し前を向いて取り組んでいただきたい。

それから、要望になっちゃいますが、相談窓口とおっしゃいましたけれども、どこの窓口で相談をすればいいんですか。あるいはそういう相談があったことがあるんでしょうか。積極的に相談、こんなふうにすると住宅を建てやすくなりますとか、こういう成功例がありますとか紹介していかないと、私はダメだと思います。

ちょっとだけ関連の中でお話ししておくのは、長南のホームページ、少し関係ないんですけども、空き家情報というのがありますね。こういうところにじゃあ住めばいいんじゃないかな。これも少し、写真1枚なんですが、もう少し特徴、こういうところですけれども条件がこんなふうにいいとか、この写真1枚だったら、私この空き家に住もうとは思わないんですよね。そういう丁寧さ、優しさが欲しいと思っております。

それから、結婚問題について。見ると、長南町は非常に独身の方、特に30から34歳、この辺で数字が出ておりますけれども、出生率のほうで数字が、私昨日調査した数字と少し違うんですが、お話をしておくと、長柄町、長生村、睦沢町、長南町、4つで聞きました。出生、私の聞いたところでは昨年38人と伺ったんですが41というお答えでした。じゃあびりではなかったのかと。睦沢町は38人なんです。長柄町は40人、睦沢町は7,500人です、今。長柄町は約7,900。長南町は9,400という答えですから。長生村は73人、1万4,000人を超えるました。そうすると、出生率が1,000人当たり5人ぐらいです。長南町は4人なんです。単年度で少し数字の違いがあるだろうというんですけれども、そうするとほかの町に比べて80%程度しか子供が生まれていない。ということは、やはり後継者が結婚して、カップリングができていない、こういうことにつながると思います。

ですから、この辺についてもお答えの中ではしているということですが、他町村では袖ヶ浦町、30年前の調査ですけれども、一番住みやすいといわれた袖ヶ浦町は、いろいろ若者に対しても結婚相談員がいたり、よくやっていると。それから聞いた話では睦沢町でインターネットで合コンを応募したところ、あるスナックでは月1回、20人ぐらい集まる。ほかの茂原市に車で迎えに行くほどの盛況さが出ている。1組、2組の話らしいんですが、そういう方法もありますので、やはり前を向いて、もう少し積極的に取り組んでいかないと、この町も過疎化とか結婚問題、そういうものが改善していかないと思います。

それでは、最後3点目ですが、積極的活用というお答えをいただいたんですが、4億円、これは適切かどうか

かということでわからないんですが、使い方の方向性にもやはり私はあると思うんです。4億円の中身です。例えば、ぴよぴよ広場とか子育て相談室に参加しているママ友などから伺った意見では、私たちも子供を育っていく上で、いろいろなことを要望していますと。例えばそういう若い子供を育てるお母さんたちの意見、これから子供を育てる人たちの要望、そういうものにも目を向けていただければ、私はいいと思います。

そこで、どのような事業に使っているのか、あるいはまだ素人ですからよくわかりませんが、道路なんか非常に町民も要望しています。そういうところに使っていただきたいと。

それから、1つ釘をさしておきたいのは、改善センターとかそういう箱物をつくった場合に、維持費が非常にかかっている。土地も借地料が聞いたところによると390万円も支払っている。今で言えば田んぼが2反歩ぐらい買えるような大金を払っている。この辺についてはほかの議員の方が質問を、この後ではなくいろいろ考えているということですから、その程度にしておきますが、過疎債を使ったときに自分たちの首を絞めるような結果になるものについては、維持費のかかるようなものについては、ちょっと考えていただきたいということで、要望ですけれどもお答えをいただいた中で、再々質問があればやりたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

1点目、事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君）　再質問についてお答えしたいと思います。

町のがけ条例、がけ関係、先ほどもお話ししたとおり453カ所ございます。例えば、そこを宅地がえしたいというような場合に、農振あるいは転用等の縛りが、農地なんかは確かにございます。その辺につきましての窓口は、農振の除外等につきましては今も産業振興課のほうでそれは受けております。それから農転の関係につきましては、農業委員会のほうで窓口を設けておりますし、さらにがけ条例、危険箇所等の相談につきましては、地域整備課のほうで受けさせていただいております。

1つだけお話をさせていただきますと、がけ条例の指定になったからといって、例えば新築、改築する際に、そこに建てられないのかということではございません。例えば外壁とか塀を、がけが落ちてきたとき、土砂が落ちてきたときに止められるだけの、そういう塀を設ければ、建てられないという意味ではございませんので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君）　2点目、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君）　結婚問題の関係ですけれども、8名の方で1年間やっていただいております。昨年も12月にドイツ村のほうに何組かをお連れして、ふれあいパーティーを実施させていただきました。そのときに、2組ほどカップルはできたんですけども、まだそのカップルの状況がどういうふうになったかというのは、ちょっと私のほうに報告を受けてございませんけれども、町といたしましてもさらに、答弁の中にあったように、ほかの町村あるいは企業等と相談させていただいて、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 熱君）　次に3点目、総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君）　過疎債の積極活用の関係についてお答え申し上げたいと思います。

まず、積極活用の中で4億円は妥当かというようなご質問だったと思うんですけれども、実は一般会計で今長南町が借金を返す関係でお金を計上してある金額が、23年度で4億6,000万円ほどになっております。したがいまして、4億6,000万円以上を借りてしまうと、返すお金より借りるお金のほうが多くなってしまう、いわゆるプライマリーバランスがマイナスに転じてしまうということで、上限については4億円程度と。この4億円につきましては、今、返すお金が4億6,000万とお話しいたしましたけれども、大体ここ数年4億から4億五、六千万ですから、4億円以上については借金はしたくないというのが財政的な運営の考え方でございます。

じゃ、その4億円がどのような形で使われているのかということですが、実は過疎指定を受けるに当たっては、平成22年から27年ですけれども、6年間の過疎計画というものが県の承認、それから国の承認を受けて定められております。したがいまして、その中で過疎債を借りていくにつきましても、県の申請等をさせていただいた中でするんですけども、例えば道路をつくるに当たりまして過疎債を借りるわけですけれども、今まで過疎ではありませんでしたものですから、道路を借りても、先ほども出しておりますが、国から支援を受ける部分が30%だったとすると、過疎債を借りるとそれが70%の国からの支援を受けられる。この40%の差が、いわゆるびよびよだとか、そういったソフト部分だとかいろいろな住民サービスのほうに回すことができるというようなことで考えていただければよろしいかと思います。

したがいまして、4億円分の過疎債を借りますが、その4億円というのは、要は町がいろいろな住民サービスをするに当たって、足りない部分を借りるということで、その足りない部分を借りることによって、よりそこの部分での住民サービスがいろいろと実施することができるということで、お考えをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 再々質問で、若干具体性のものが欠けているような気はするんですが、がけ条例に関して、やはり今麻生課長のほうからお答えいただきましたけれども、外壁、県のほうでなかなかこういう治山事業に使っている件数が一、二件しかない。ほとんど無いと一緒にだという。そういう補助金はあてにしないで、じやああるのかということなんですが、外壁をつくればオーケーだと。やはり若者にそういう問題はあるけれども、そういうことができるんだよと。割と補助金もあるんだとか、こういうことができるんだという、前向きのことを伝えていくと、あ、この町はそういうことを考えててくれる町だ、住みやすい町なんだと、そういうことを宣伝していくかないと、ただ単にこの町は住みにくい町だと思ってしまう。私はその点を強く言いたいと思いますので、そういう問題が起きたときにはこういう対応があります、こういう成功例があります。住宅問題でも、ここで言ってもあれですけれども、豊栄住宅とかそれから又富の団地が売れていないけれども、格安に売りますとか、そういう具体的なことも今後していただきたいと思っております。

それから、8名の方が努力されて、2組もカップルができていると。私、これ何で言うかというと、8名の方、ぜひ倍増していただきたい。それから、これらの方に情報を提供する、支援する協力者、そういうものも考えて、8名では非常に無理があると思います。町全体で、若者に、後継者のお嫁さんあるいはお婿さん、そういうものを探していくなければ、私はだめだと思います。ですから、町全体で盛り上げてほしい。そういう

のも、中学生の恩師が一生懸命そういう活動をしてくださいまして、私もこき使われて、ここ数年5件ほど取り組みまして、5件全部だめでした。でも、5回空振りでもまだ1アウト2ストライクだと、9回裏までには必ず点数を入れて、後継者をふやしてみせるぞと、私は思っております。ですから、ぜひ積極的に、もっと具体的に町を挙げてこの問題に取り組んでいただきたい。特に、本当にこの町は数字でもあらわれているとおりにおくれているんですから、そこをお願いしたい。

最後に、過疎債のお話ですが、4億円、昨年の報告の話では40億に対しての比率が16.9%で、公債費18%までお借りできるといったけれども、16.9%だったんですね。1%ぐらいしかないんですが、そういうお答えの中で、公債費比率が若干徐々に減ってきてている。それから、借りている額も1.61倍で、23ポイント減っているということは、この町はそういうこともできているわけですから、あと何千万の違いではありますが、最大枠を使っても、またそういうチャンスに、少しでもそういうものを広げていただければと。ですから、このチャンスに最大枠を使っても構わないんじゃないか、こう申し上げて、私の再々質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） 要望で結構ですね。

○3番（森川剛典君） はい。

○議長（松崎 勲君） これで3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 加藤喜男君

○議長（松崎 勲君） 次に、7番、加藤喜男君。

[7番 加藤喜男君登壇]

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。新人議員ですので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、通告に従いまして第1点目の質問でございますが、防災行政無線における長期停電への対応等に関するものでございます。

さきの東日本大震災で被災された皆様方には、お見舞いを申し上げるところでございます。この大震災による津波の被害につきましては、想像すらしていないものでございました。

本町では、地理上、津波の被害は想定しにくいものであります、昭和62年12月に発生しました千葉県東方沖地震よりさらに大きな地震が起るだろうという心配は、多くの町民が抱くところでございます。また、洪水につきましても、過去の経験から不安材料の一つと言えると思います。

このような大きな災害を考えますと、ライフラインと称される生活に必要な電気、ガス、水道、下水、各種電話等の通信や輸送などにも大きな被害を受け、生活の基盤が根底から崩されることも、想定の範囲内に入れておかなければならぬと考えます。

この中で、水道、ガス、下水につきましては、本町の直轄の事業や広域の事業であり、地震や洪水に強い施設の構築に努めるとともに、日ごろの訓練や資機材の確保などが重要ですが、大地震など大災害が発生した場

合には、全町民に対し速やかなる情報発信や町内の情報収集が重要になると考えます。

そこで、防災行政無線についてでございます。本町では、非常緊急事態における通報及び広報活動を円滑にするため、平成4年に防災行政無線が設置されました。既に19年を経過していることから、リニューアルしていかなければいけないという話も承知しておりますが、この防災無線は、大きく分けて2つの系統に分かれておるようあります。

1つは各地区に40カ所以上あります屋外拡声器や各家庭にある戸別受信機に対する放送する目的、もう一つは、公用車に取りつけられた無線機や携帯無線機と交信する相互通信の目的があると思います。いずれの系統におきましても、役場を基地局とし、野見金公園内にある中継局を介して放送や通信を行うもので、いずれも停電の場合はバッテリーでの対応となり、使用可能時間は放送回数等により異なってまいりますが、役場、基地局、野見金各地区的屋外拡声器では2日程度、戸別受信機では1週間程度と伺っておりますとところでございます。

この使用可能時間をどう判断するかについては意見の分かれるところですが、今回の大震災を考えれば、使用可能時間が少な過ぎるのではないかと考えます。そこで、非常用電源の確保についてでございます。

まずは、基地局となる役場ですが、ここには防災行政無線のほか、現在ではパソコンや照明も賄える非常用の発電設備が必要ではないでしょうか。また、野見金公園内の中継局においても、非常用発電機の常設または臨時に取りつけられるというような工夫が必要ではないでしょうかということでございます。

次に、防災行政無線の戸別受信機の管理についてでございます。戸別受信機につきましては、数個の乾電池が入っており、1年をめどに交換する必要があるとのことです。受信機については、町より貸し付けをし、電池交換については使用者に交換をお願いしているようですが、余り交換がされていないものと推測しております。特に高齢者世帯などはこの傾向が強いのではないかと思います。広報にも載っておりますが、乾電池は古くなると液漏れ等が生じるなどし、受信機本体までもが使用できなくなると、こういうことが考えられます。ぜひとも交換状況を調査していただくとともに、町が交換することができないかの質問でございます。

次に、通信訓練についてでございます。災害時においては、各地区に赴き被害状況等の無線通信は、その後の対応を迅速に進める上で重要となります。この場合、通信の錯綜が予想されます。ぜひとも定期的な通信訓練を行うとともに、毎年行う防災訓練の中にも通信訓練を加えていただきたいと思います。

次の質問ですが、災害発生時における役場職員の関係でございます。

災害のうち、地震につきましてはいつ、何どき発生するかわかりませんが、夜間、休日等は宿日直者の職員のみとなります。また、現在役場職員は総勢140名程度ですが、町に居住する職員は半数程度とのことで、今後も定期退職者等を考えますと、町外居住者の割合が増加する傾向にあると思われます。防災対応の面からいかがなものか、問題がないのかお聞きしたいと思います。

最後になりますが、防犯の観点から質問いたします。

防犯灯のLED化についてでございますが、本件につきましては、昨年の9月定例会におきまして、丸島なが議員が質問いたしました。町としても電気料金、寿命、耐用年数等でLEDが有利であるということは承知しておりますが、初期の投資が膨大で蛍光管の寄贈もあるということの答弁でしたが、需要の増加により低価格も想定されるというようなご答弁でもありました。

今回の大震災により、電力不足は確実であり、官民にかかわらずあらゆる分野で省電力が叫ばれるとともに、

LED化が進んでおります。防犯灯のLED化につきましては、夏場のピーク電力減少に寄与するものではありませんが、CO<sub>2</sub>の削減や電力料金の削減につながります。毎年、新たな設置が20基程度と聞いておりますが、新規分や交換分については、LED化していったらどうかと考えます。また、LEDは蛍光灯型も出ておりますので、この辺も検討したらどうかということでございます。

以上をもちまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　7番、加藤喜男さんの質問にお答えしたいと思います。

件名としまして3件頂戴し、要旨では5点ほどになっております。順次お答えしたいと思います。

まず、1点目の件名、防災行政無線の関係で、長期停電の対応についてでございますけれども、防災行政無線については、災害対策基本法などの諸法令に基づき、災害時における住民への情報伝達のみならず、平常時の行政情報の伝達手段として活用し、防災体制の充実と住民福祉の向上を目的としております。

ご質問の長期停電への対応についてでございますが、今春3月11のことですけれども、東日本大震災では、電力会社では電力需要が賄えないなどの理由から計画停電に踏み切り、その結果、社会全体が混乱し、経済にも影響し、今なお続いているますが、幸いにも役場は計画停電区域外で、町の事務事業に大きな影響を及ぼすことには至りませんでした。

当初は、停電区域なのか不確定要因が大きかったこともございましたので、停電を想定し、既存の発電機を準備し、防災行政無線関係、電話、ファクスなど緊急時に使用する機材を最優先し、体制を整えたところでございます。こうした小さな経験のもとではありますが、停電が長期化した場合でも緊急時に必要な防災機器類などは最優先し、発電機を活用し対応してまいりたいと考えております。

停電時における電力供給の方法には、ソーラーシステムも考えられますが、過去に三芳村では、山頂に中継局を設けざるを得ず、立地条件などからソーラー電池以外は対応できないということで取りつけた経緯があるということでございますが、バッテリーの耐用年数も3年で、定期的な交換及び半年に最低1回の清掃などの維持管理に要することで、現在は商用電力を引き込み対応しているとのことでございまして、メーカーでは、現時点ではソーラーシステムの使用について推奨はされていないようですので、ご理解いただきたいと思います。

また、東北地方では、今回の東日本大震災によって役場庁舎が機能せず、住民サービスの停滞を招いたことも少なからず発生しています。町では、現在公共施設の耐震補強工事を年次計画に基づき進めていますが、これらとの整合性を保ちながら、必要最低限の電力供給ができるよう、庁舎の自家発電施設整備についても検討してまいります。

次に、2点目の戸別受信機の管理についてでございますけれども、町では電池交換まで実施する考えはないかとのことでございますが、戸別受信機は町からの貸与品ではございますが、災害対策の基本は自助、共助、公助が原則で、まず自分の命は自分で守るという自助、次に隣近所同士でともに助け合うという共助、最後に市町村や消防、警察などの防災関係機関による応急活動が公助となります。

電池交換などは、我が家の防災対策の一環として平常時から点検、管理をみずから実施する自助としてお願いしているところでございます。あわせて、災害に対する防災意識の高揚や危機感などの観点からも、定期的に実施していただきたいというふうに考えております。

今回の計画停電では、多くの方が防災行政無線に耳を傾け、戸別受信機の必要性を感じとつていただけたと存じますので、さらに点検、管理を周知してまいりたいと考えております。

なお、電池交換が困難な方への対応は、現在、町では隣近所の人がお互いに協力して、防災活動に組織的に取り組むよう自主防災組織を推進していますので、こうした組織を活用し、地域の皆さんのが連携してともに助け合っていただきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、通信訓練についてでございますが、町の防災訓練の開催に当たっては、最近では毎年12月の第1日曜日に固定し、防災意識の高揚及び防災活動力の向上を目的に、全町民参加型の訓練を開催いたしております。例年、訓練項目の一部を変更し多くの町民に参加いただき、さらに経験を積み有事の際に対応していただくこととしております。

平成17年度には、各長南、豊栄、東、西地区に分かれ、町民の避難所への集合訓練、避難所の開設訓練、情報伝達訓練等を行い、避難所及び災害対策本部との情報伝達の報告手段については、公用車搭載の無線及び携帯メールを使用した中で訓練を実施したところでございます。

ご質問のように防災行政無線を使用した情報の伝達は、迅速かつ正確性が要求されます。不安を抱える町民においても、いち早く情報を入手する手段として、最も効果的で重要と考えますので、今後も計画的に移動系無線を使用した訓練も開催してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、防災対応について、災害と役場職員についてのご質問ですけれども、災害直後の職員の初動体制のあり方だと思いますけれども、今回の東日本大震災では、地震発生直後に防災無線によって津波情報をいち早く入手し、町民に速やかに高台へ避難するよう最後まで呼びかけ、多くの人命が守られたという報道がなされました。当日は執務中であったことから、防災担当者が速やかに対応されたかと思いますが、災害発生直後の対応がいかに重要であるかは、今回の震災で改めて証明されたところでございます。

町では、昨年、地域防災計画の見直しを行い、この計画の方針のもとに、災害応急活動体制時に各課職員の動員、配備など基本的な事項を定め、それぞれが事務分掌に基づき対応することとなっております。

ただ、今申し上げましたように、初期の対応によって人命を左右することがございますので、今後は災害直後に最も先行すべき震度情報、気象情報など、災害応急対策を行うため重要な情報伝達、住民への広報体制あるいは避難所の受け入れ準備など、初動体制のマニュアル化についても検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯のLED化についてでございますけれども、昨年、丸島議員の防犯灯のLED化についての質問を受け、市場原理によって今後、低価格化が想定され、また新規設置の減少などを見計らしながら検討したいと答弁をさせていただきました。

昨年の例で申し上げますと、町当初予算分として15基、東京電力からの寄贈分が10基、さらに今年の初めに区長を通し要望されたものが9基、この分については2月に予算を補正させていただき、平成22年度分は合計で34基設置、移設を行ったところです。本年度に至っては、既に14基の要望を受けているところでございます。

このように本町では、面積、地形、自然環境などを考えますと、以前として多く要望されていますので、現

段階では既存と同様の防犯灯を設置し、多くの要望に対応してまいりたいと、このように考えております。

なお、昨年3ヵ年実施計画で防犯灯のLED化について検討事項と定めてございますので、計画に基づき検討してまいります。

また、経済比較については、ある会社が比較書を持参し蛍光灯価格、電力料金、寿命をもとに算定したもの、LED防犯灯が10年で7,700万余となっております。既存の防犯灯は平成22年度で修繕費及び電気料金の合計が530万弱でございます。ここ数年500万円台でございますので、単純に10年に換算してみると5,300万円でございますので、2,400万円ほど既存防犯灯のほうが安くなるというようなことが言われております。

しかしながら、年々LED防犯灯も改良され価格も安くなっている状況でございますので、今後もさらに検討してまいりたいと、このように考えております。

1回目の答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 明確な答弁ありがとうございました。

今回の質問は、そう何回も質問するという状況の質問でもございませんので、5項目振り返っていきたいと思思いますけれども、特に役場庁舎の自家発電の関係でございますけれども、検討してまいるというお話をございました。近隣の自治体では、ほとんど設備、庁舎も新しい関係から、その時点についておるのが現状のようあります。一宮町については調べてございませんが、他の郡内の市町村においては自家発を全部有しております。睦沢町なんかに聞きますと、OA化の前につけた自家発なので容量が足りないということで、さらに増強をしていくというような感じも聞いております。幸い、OA化も進みまして、消費電力はこれ以上ふえることはないでしょう。ですから、その辺をよくまた検討していただいて、耐震性に優れたディーゼル式の自家発電機も考えていただいて、早急に検討を進めていただければと思います。

それから、先ほどのソーラーの関係ですけれども、時期尚早というか推奨していないということでありますけれども、進行している過程でありますので、時間もたてばまた新たなものも出てくるでしょうし、この震災においてソーラー熱は相当高まっておりますから、また各メーカー、いろいろな研究をしていろいろなものを出してくるに違いないと思っています。

戸別受信機の話と関係しますが、戸別受信機の電池交換は考えていないということでありますけれども、おっしゃることも十分わかるわけであります。自分で自分のことは守れということでありますけれども、なかなかこれができない。ついないがしろになってしまいます。広報で1回載ったからといって、それではいいとなかなか、やる人はやるんでしょうねけれどもできない場合もある。今回、それを考えていないということでありますけれども、私としては、やっぱり家の中で正確に聞き取れるというのは、本町すべて毎戸に配布してあるわけですから、茂原市などはないということも承知しております。せっかくある受信機でありますから、電池がなくて聞こえなかったと、電池が古くてだめだった、電池が古くなって壊れちゃったということがないようにすることが、貸し与えたほうも考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。私の考えであれば、年に1回区長さんとか何かにお願いして、電池を与えて交換をしてもらう。また、それができないことであれば、新たな発想もあるんでしょうけれども、地域に防災担当のリーダー等を配置する中で、そういう方に今後お願いできないものかということを考えておるところでございます。戸別受信機の電池交換については、また

検討をしていただければということで思っております。

あと、通信の訓練でございますけれども、平成17年に行ったということではあります、平成17年から新人が何名ふえたかわかりませんが、毎年、期ごとにとかということは必要ではないかと思います。今、一番多分使われておるのが、航空防除のときぐらいなのかなというような気もしますが、若い人もふえてくるわけですから、毎年毎年これは教育をして、訓練をして備えていかなければ憂いが残ってしまうということではありますから、今後、計画的に実施していただけるということをお聞きしましたから、そのまた内容についてはお聞きするとして、なるべく頻度の多い、実のある訓練をしていただければと思っておるところでございます。

あとは、防災対応の職員の関係でございますけれども、私が申しておるのは初動体制もあれですが、町外に来る方が何かのあいで来れないということが十分考えられます。道路が通れない、トンネルが落ちている、洪水で来れないということも多分あるでしょう。なるべくこの区域内に居住していただく職員が多ければ多いほど、我々町民はそれに対して恩恵と言つたらいいませんけれども、あづかることができるわけでありますから、その辺職員にこの区域になるべく住んでいただくことも必要でしょうし、住んでいただく職員を採用していくだくということも、ある面では重要ではないかと思いますので、この点はまたご検討いただきたいと思います。

L E D化に関する街灯の関係ですが、ご承知のとおり、睦沢町ではもう2年間をかけてすべて完了した、何かの補助金をいたしましたということもありますけれども、聞くところによりますと去年34基つけた。今年もまた希望があってということではありますけれども、今のご答弁で前向きな答弁はいたいでおるところですけれども、別にその先の期限がはっきりしているわけではありませんので、お金はかかるんでしょう。これはしようがないけれども、また新たにつける機械が、蛍光灯をかえて、光電管をかえて、定期的にかえられればかえていかなくてはいけないんだというようなことをやっている時代ではたぶんないんだろう。新たなものが、いいものができてきている時代ですから、多少のコストはあるのはやむを得ない。ただ、全基を一気にやる必要があるのかどうかだというのは、私も考えております。ですから、方針として長南町の新規交換はL E D化になったんだということで、あとは時間の問題で数年したら区ごとか、地区ごととかに分けて一斉にやるんだというようなことをまた考えていただければというところでございます。

先ほども言いましたとおり、再質問をいただくというようなことでもありませんが、何かまた今の私のあれでお答えがあればいただきますけれども、なければ私の質問はこれで終わりにしてもよろしいかと思いますが、何かあればひとつお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 加藤議員の答えることがあればということですから、二、三ちょっと。

発電機の関係、今、長柄町あるいは睦沢町の例も出ました。庁舎の新しいものについては、そういった発電機を建物の認可をもらう際に、もう設置が義務づけられておりました。そういうことで、今回、今たまたまこの庁舎の耐震の関係をやっております。それで、私の考え方を皆に言ってあることは、まずエレベーターとか発電機とか必要なものは全部上げると。それで耐震をやりましょう。耐震が終わるとみんな役場はきれいになつたと言われるぞと。そなうならんように全部必要なものは上げると、発電機ももちろん入っています。ただ、それを1回にやるということはできません。急ぐものから年次計画でやると。その中へ発電機も位置づけをしている。ですからこれが手前に来るか、後のほうになるか、この辺は今後の検討課題ですけれども、近いうち

に何ぼぐらいかかって、こういうものをやると。容量はこのくらいだというものが出てまいります。

それと、もう一つは防災無線の関係、宅内の戸別受信器。あれもう古くなつて、実は直そうと思っても部品がないということで、また新しいものにどういうふうにするかというのを検討していくわけです。代えていかなければならない時期にもう来ているんではないかと。先ほど4年とかですから、もう十何年たっていますね。20年近いです。ですからそういう状況に入っているということをひとつ承知しておいてください。

それと、職員の町内、町外の関係ですけれども、長南町の職員を町内から募集しますということは、今の制度からすると無理です。それだけは承知しておいていただきたい。

それとLED化の関係については、今の郡内を見ますと大体街灯の基数で1,400から1,700ぐらいだと思う、各町村が。6つあるうちね。茂原はちょっと面積が広い。1,400から1,700ぐらい。うちは1,300幾らか。そうするとまだ少ないです。面積が非常に大きい割に。それで睦沢町なんかが始めたのは、もう新設はしませんと。それでこういうふうにLED化をするんだと、こういうことです。ですから、私ほうもまだ去年34基増えた。今年も十何基きているというような状況ですから、まだ増えていきます。よそから思えばもっと基数が増えなくちゃいけませんので、どうしてもそういう状況ですので、経費的にあるいは財政的には今のものをもうしばらく続けさせてください、続けますと。それで、よそと同じように、これでもう余り増設がなくなつたら、ここにもあそこにもというようなことがなくなつたら、検討してそういうふうにしていきたい。そのうちには価格も下がってくるだろうと、こういうのが本音でございますから、やらないことはございません。ただ、個数からするとまだどんどん、よそから比べるとふえるということもひとつお含みいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 熱君） これで、7番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時50分を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

（午前10時30分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

---

### ◇ 大倉正幸君

○議長（松崎 熱君） 次に、1番、大倉正幸君。

[1番 大倉正幸君登壇]

○1番（大倉正幸君） 議席番号1番、大倉正幸でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

前に質問されました加藤議員に続きまして、災害、防災についてですが、質問に入る前に、去る3月11日に発生しました東日本大震災により、尊い命を落とされた皆様、またそのご家族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、3カ月を経過した現在においても避難所での大変不便な生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞い申し上げ、1日でも早い復興、復旧をお祈り申し上げたいと思います。

テレビ、新聞、その他のメディアを見聞きするにつけ、心を痛めておりますが、次の自然災害が本町に及ばないという確約はございません。長南町は津波の被害は考えづらいかもしませんが、前回発生してしまいました市原市の化学工場の爆発ほか、山火事、がけ崩れ、土石流など災害を受ける可能性は多々あるかと思われます。

そこで、今回、私の一般質問は、本町の災害対策、とりわけ町民の方の避難に関する町の考え方について、要旨として2点質問させていただきます。

1点目は、避難所についてお伺いいたします。平成21年度作成の長南町防災マップによりますと、公民館をはじめ5つの小・中学校、計6カ所を避難所として指定されております。公民館を除く5カ所の小・中学校につきましては、学校教職員の就業時間外、つまり休日や夜間に残念ながら不幸にも災害が発生してしまって、被災者が集まったとき、校舎、体育館等の速やかな開放について、施設のかぎを開ける方法、あるいは誘導方法等、そういう点についてマニュアル化されているのでしょうか。

また、各避難所には避難生活を送る上での最低限の物品、例えば毛布、食料、医薬品等は町として準備されているのでしょうか。

以上が1点目の質問、避難所についてということです。

2点目としまして、防災備蓄倉庫についてお伺いいたします。同じく長南町防災マップによりますと、役場周辺に防災備蓄倉庫があるとされています。実際には役場本庁舎わきに1棟、給食所付近に1棟、計2棟が置かれています。

さて、その倉庫におさめられている非常用物品についてですが、物によっては賞味期限、消費期限を定められているものあるいは定期的に試運転が必要なものなど、そういうものがあるのではないかと考えています。その点検、整備についてどのように行われているのかご質問いたします。

また、防災備蓄倉庫が役場周辺の1カ所しかないというのは少なくないでしょうか。さきに質問しました小・中学校の避難所の準備品との関連になるかと思いますが、各小・中学校5カ所に防災備蓄倉庫またはそれにかわる物品保管室等の整備をするお考えはないのかお伺いいたします。

以上が2点目の質問、防災備蓄倉庫についてです。

以上で質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長　藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君）　1番、大倉正幸議員の質問にお答えしたいと思います。

まず件名で災害対策について。要旨で2点ほど、避難所について。また防災備蓄倉庫についてということでございます。順次お答えしたいと思います。

まず、避難所の関係でございますけれども、町の地域防災計画では、火災の延焼拡大や余震による2次災害などから住民の身を守るために、各小・中学校及び中央公民館を避難所に指定していることはご案内のとおりでございます。

ご質問の避難所の夜間、休日等の開錠をどのように対応するのかということでございますけれども、避難所

は平日、休日の別、昼夜問わず施設が速やかに開放でき、利用できることが望ましいわけですが、盗難防止あるいは不審者の侵入などセキュリティ一対策の面で、体育館施設には鍵をしてあるわけでございます。避難勧告によって体育館を避難所として開放する必要がある場合は、町と学校教育関係者が一体となり対応することとし、施設管理者との連携で速やかに開錠することとしています。

各学校では、教頭先生など一部の教職員が鍵を一括管理されている上、その教職員も遠方から通勤されているなどさまざまで、避難所を開放するまでに時間を要することも懸念されますので、今後は双方で鍵を所有し、迅速に対応できるよう、学校等の関係者と協議してまいりたいと思います。

また、避難所に準備されている物についてでございますが、現在、小・中学校の避難所に防災倉庫を設けていないこともありますので、避難生活に必要な物資等の準備はしてございません。これは、町に設置してある2カ所の防災倉庫から防災資機材及び毛布、食料など最低限の物資を緊急時に配達する計画としていることによるものでございます。

次に、備蓄倉庫の点検、整備等はどうなっておるのか、行っているのかということでございますが、倉庫内に備蓄している主なものとしては、投光器やチェーンソー、発電機などの資機材や、給水袋、土のう袋、ブルーシート、救急セット、三角巾などの災害救援物資、そして数量的には少量ですが、ビスケットや飲料水、缶に入ったパンなどの食料品があります。

このうち、発電機などの資機材については、3ヶ月ごとに動作確認を行い、食料品については防災訓練等で賞味期限が迫っているものから使用し、使用した分を補給するなどして、定期的に管理しております。

また、備蓄倉庫が2カ所では少なくはないかとのご質問ですが、昨年見直した地域防災計画は、千葉県が地震被害想定調査を行い、その中から長南町に最も影響を及ぼす東京湾北部地震を計画の前提としたしました。

このシミュレーションでは、家屋の倒壊など大規模災害など最悪の事態によって3,000人弱が避難され、それ相当分の備蓄目標としていますが、一般的には救援物資などが届くまで3日間と言われており、その間の食料、飲料水の確保が必要と考えます。

町では、災害時に食料や救急生活物資を調達するために、業者や団体等との協定を進め、あわせて各家庭で2ないし3日間しのげるだけの飲料水などの備蓄を行うよう啓発し、対応してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

なお、平成21年第2回定例会において、丸島議員より空き教室を利用し防災倉庫として活用したらどうかというご質問をいただき、その際、将来教室が空けば検討したいと答弁させていただきましたので、今後もそのような状況になれば検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で1回目の答弁を終わります。

○議長（松崎 勲君） 1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 明確な答弁をありがとうございました。

これからは、役場と学校側と双方でかぎを所有すると、そのように方向づけていただきましてありがとうございます。特に、夜間、冬、条件が悪いほうへ重なってしまった場合は、速やかに避難所を開放する必要があるかと思います。その辺の対応を速やかにお願いいたしたいと思います。

それから、3,000人分の備蓄をしておるから大丈夫だろうというお話かと思いましたが、1棟の備蓄倉庫が

給食所付近に今置いてあるということで、その場所がごらんのとおりガスホルダーに非常に近い場所かと思います。果たして災害が起きましたときに、その場所に向かって避難物資を取りに行けるものでしょうか。その辺のことをどうお考えいただいているのか、その辺を再質問とさせていただきたいと思います。

また、空き教室についてですが、先日用がありまして長南小学校のほうに奉仕作業に伺ったんですが、そのとき小学校の校長先生が空き教室については、確保する考えは少しあるとおっしゃっていましたので、その辺についてもこれから対応していただきたいと思います。

なおつけ加えるならば、学校としては校長室、職員室以外の教室については、非常時には開放する考えはあるというふうにおっしゃっておりましたので、その辺について町としても協議、対応していただければというふうに思います。

また、ちょっと話がずれてしまうかもしれません、避難所に向かうところで、非常に町の外れから指定された避難所への距離がある家もあるかと思います。例えば、町外の避難所に向かったほうが時間的に近い、あるいは安全だ、そういうお宅もあるかと思うのですが、その辺は町として何かお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

また、少し前に丸島議員のほうから貯水池についてのご質問があったかと思うんですが、貯水池について何カ所あるのかというたしか質問があったかと思うんですが、その維持管理についても関連してお伺いできればと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（松崎 熱君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 二、三点ございました。

1点が備蓄倉庫が1つガスホルダーの給食所のところで、何か災害時にガスの関係あるいは土砂災害も、山がございますのでいろいろ心配されるということだと思います。

これは、確かにおっしゃるとおり、私はこういうことをよく職員に言うんです。全然出てませんけれども、飛行機がいっぱい通るときに飛行機がいつ落ちるかわからない、飛行機が落っこちたら落っこちたところで責任もって何もかもやるんだというようなことをよく言います。これも本当に何でも落っこちてきてそれで町が責任もって皆さんのお援を得てやらなければいけないんだということを言いますけれども、本当にいつやってくるかわからないということ。この前東方沖地震のときは、たしかガスが下で漏ってみんな逃げたぐらいですから、そこへ備蓄倉庫があるだなんていってもう全然、それが長く続けばね、そうかといってガスがいつまでも漏っているわけじゃないと思いますけれども、いろんなことを想定したら、これは確かにくる場所というものは、じゃあここにつくったら絶対安全だというところは、確率からいって安全度の高いところに設置することは、今後十分考えていかなければなりません。ただ、今回、あちらに設置したものを、場所はじゃあそこが場所的には空いていてこうだから、一番いいだろうというようなことで、そういった気持ちで建てさせていただいたわけです。ですから、今後、箇所をふやすなり何なりするときには、そういったこともおっしゃったことは十分考えてしていきたい。

それにあわせて、空き教室の関係、これも学校は生徒が減って、子供が減っている、生徒が減っているのはわかっているのはわかっているんです。けれども、いつになっても部屋は何々教室と札がついちゃうと空かな

いんです。だから、何とかして1つ設けろと、こういうこと也有ったんです。各地区の、東地区に光の家というのがありますね。皆さん地区で集会に集まる。そういうのが4つの学校へ、どこか空き教室へつくろうかと思って、ちょっと考えて学校へ1つ空けてくれといつたら、絶対空かないと教育長も強かつたですよね。それでやめましたけれども、空かないことはないんだ。物は減ってるんですから、減ってるんだから空くのは私は当たり前だと思っているんですけども、その辺がまだしつくりいっていません。だけれども、そんなことを言ってられませんから、そのうちきちんと整理をします。整理するということはやりますということです。それで果たしてどういったものを備蓄できるかわかりません。そうかといって膨大な経費をかけるのも、かければかけたで批判というか、それはちょっとかけ過ぎだと、いつ来るかわからないのにそんな非常食をいっぱい用意するばかあるかというのが必ず出るんですから、そういうことをよく委員会と協議しながら、進めていきたいと。空き教室の利用もしていきたい。

それと、避難所の遠い近い、今出ましたけれども、まず一番大事なことは、地元の集会所だとか青年館だとか、そこが大事なんです。決められた5カ所へ避難するのって、まず、これはもう本当に最悪の場合です。まず台風とか、長南町で想定される、この前の地震なんかもある程度限られた範囲でしたから、台風とかによる大雨、そういうものでは大体地元の集会所あるいは縁故関係とか隣近所とか、やっぱり共助の精神が働いて、そういう近くで処理ができるんです。これがだからこの辺では一般的には多いわけです。ですから、遠い近い、そういうことだと、これも災害によるわけです。道路が寸断されたらもう歩く以外にない。だから、これはもう災害によりますけれども、少なくとも現状の学区の中に1カ所というのが、私は大きな避難所として、大勢の学区に避難、4つの学区がございます、学区民が避難する場所は小学校を拠点とすることが、長南町ではベストではないかと、こんなふうに基本的には考えています。余り遠い近いをしますと、これは幾つつくっても、だったら充実したもので備蓄関係も含めた中で、4つを拠点とすることがいいんではないかと、こんなふうに考えています。これは今後の課題として検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　冒頭申し上げましたが、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君）　ありがとうございました。

では、前向きにお考えいただくという部分については、災害はいつ来るのかわからないものですから、早急に対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君）　これで、1番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 左　一郎君

○議長（松崎 勲君）　次に、6番、左　一郎君。

[6番 左　一郎君登壇]

○6番（左　一郎君）　6番、左　一郎です。

議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

地デジ対策についてですけれども、ここに23年度わかりやすい予算書がございます。しかし、余りよくわかりません。

まず、疑問に思ったことは、地デジ事業は国の事業であるにもかかわらず、町がどうして6,748万円負担をしなければならないのか。そして、一般的には町の事業に国・県からの補助を受けるというのが普通だと私たちは思っておりました。どうしてこのような国の事業なのに、町が負担をしなければならないのか。その経緯と今後の事業内容について説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

短いですけれども、これで終わります。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 6番、左一郎議員の質問にお答えしたいと思います。

件名では地デジ対策について、そして要旨では内容と町の負担額等についてということでございます。

7月24日の地上デジタル放送完全移行まで、残すところちょうど1カ月となりました。

現在、本町には17地区、1,712世帯がアナログ放送は受信できるものの、デジタル放送へ移行した場合に、適正にデジタル放送が受信できない地域、これを新たな難視区域と呼ばれる地域に指定を受けております。このような区域の国及び放送事業者の対応策は、地域にお住まいの方々で組合を設立してもらい、共同アンテナの建設により、デジタル放送を視聴していただくというものでした。この対応策では、組合の設置から共同アンテナの建設、施設の維持管理まで住民の方々に経済的、精神的な負担をかけることになります。

本来、地域格差なく適正にテレビを見ることができる環境を整備することは、国及び放送事業者の責務であるとの考え方のもと、国・県などに責務を果たすよう要望を続けておりますが、状況は変わっておりません。国及び放送事業者の整備は期待できること、地域住民の方々には大きな負担がかかること、テレビ放送は娯楽だけでなく、災害時には重要な情報媒体となること、難視区域が町のほぼ全体に及ぶなどを考慮し、組合の設置によらない、町が事業主体となり、受信対策施設を整備する必要があると判断したところでございます。

今、ご質問の要旨では、左さんは国でやる事業であって、国が責任もってやるべきだということでございました。今申し上げましたように、要望もいたしてまいりました。が、しかし要望どおりまいりませんので、それでは個人にやっていただくといつても大変でございますから、町としては町が事業主体でやる判断をしたということで、これは申し上げたことでございます。

事業費は総額で4億500万、その事業費のうち3分の2に当たる2億7,000万円が国庫補助金、NHKの助成が3,000万となり、町の負担額としては1億500万程度と見込んでおります。計画年度は23年度と24年度の2カ年度で、本年度は2億5,892万円で全体の約60%の整備を予定しております。

施設の方式としては無線共聴と有線共聴がありますが、建設費、維持管理費の経済性を考慮して、無線共聴を採用いたしました。これは、無線で電波を出す小さな中継局を新たな難視区域に62カ所程度設置し、ここから地上デジタル放送を送信し、この中継局に各世帯のアンテナを向けることで、デジタル放送が受信できない世帯はもとより、かろうじて受信できている世帯などについても、より安定的に受信できるようになります。

事業へのご理解とご協力をお願いし、答弁にかえさせていただきます。

○議長（松崎 熱君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） どうもありがとうございました。

事業内容として62基という、私は専門家じゃないのでよくわかりませんけれども、そうすると1基当たり約650万ぐらいですね。それが1部落20世帯のうちに1軒のために1棟600万相当のアンテナを建てるようなことになると、かなり負担というか、この辺の調査が私のところにあるんですけども、NHKのデジサポのワゴン車が、車が入るところだけ調査した。人間が持つていって調査したようなもっと詳細な測定、それをしていただきまして、この2年間に町の1億500万ですか、無理して使わないで、まだ5年間あるわけですから、これを凝縮していただきまして、1基でも2基でも減らすような、もうちょっと詳細な調査をお願いしたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 答弁を求めますか。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 一応62基、4億500万円については、今のところの概算でございます。設置に当たりましては、状況をさらに、その地域内に本当にどれぐらい映らないお宅があるのか調査した中で、設置箇所、設置基数を決定していきたいと思っております。現在、難視区域、先ほど17地区と申しましたけれども、まだ若干ふえていっているところもありますので、そういったところもどうするかについては検討してまいりますので、慎重にやっていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（松崎 熱君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） どうもありがとうございました。

今後、この事業を進めながら、調査方法とかそういうのをちょっと綿密にやっていただきまして、貴重な1億500万ですので、なるべく税金はほかにも回していくような体制をつくっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） 要望で結構ですね。

○6番（左 一郎君） はい。

○議長（松崎 熱君） これで6番、左 一郎君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 丸島なか君

○議長（松崎 熱君） 次に、9番、丸島なか君。

[9番 丸島なか君登壇]

○9番（丸島なか君） 改めまして、おはようございます。

9番議席の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

質問の前に一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会は、統一地方選挙後初の開催であります。私自身、町民の皆様の絶大なるご支援によりまして、再び議会で戦う使命をいただきました。改めて、町民の皆様の生活の向上と本町の発展のために、さらに全力

で取り組んでまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

1日も早く復旧、復興されますようお祈り申し上げます。

それでは、ただいまより質問に入らせていただきます。

1点目の小・中学校における防災教育についてでございます。

激しい揺れと想像を絶する大津波が瞬く間にすべてを飲み込んだ東日本大震災から3ヶ月以上が経過いたしました。被災地ではがれきの撤去が進まず、今なお荒涼とした風景が続いており、梅雨に入り、腐敗した水産物に群がるハエや悪臭に加え、避難所でも蚊やダニの発生に見舞われ、衛生対策が急がれております。被災者の生活再建も依然として厳しい状況で、義援金の分配は15%、原発事故においては風評被害も加わり、事態は收拾のめどすら立っていない。このような東日本大震災の状況を踏まえ、我が町においても災害に強い町づくりを前進させが必要だと思います。

そして、大切な子供たちの命を守るため、日ごろの防災教育や避難訓練の重要性を痛感いたしました。ここで、防災教育の重要性を物語る釜石の奇跡をご紹介します。

東日本大震災は、東北沿岸部に甚大な津波被害をもたらしましたが、岩手県釜石市では、以前から行っていた防災教育により、市内の小・中学生のほぼ全員が無事だったということをお聞きしました。市は、津波被害により死者、行方不明者が6月17日現在1,239名に上っております。その中で、市内の小・中学生の約3,000人のうち99.8%の児童・生徒が難を逃れ、釜石の奇跡と呼ばれているそうです。

同市では、2005年から群馬大学大学院の片田敏孝教授、災害社会工学を専攻されている教授ですけれども、とともに、津波防災教育に取り組み、2008年度には文部科学省の防災教育支援モデル地域にも選定されました。片田教授らが徹底したのは、1、想定を信じるな。2、ベストを尽くせ。3、率先避難者たれ。この3原則でした。

実際、地震発生直後には、先生の指示より早く避難した生徒や、事前に決めていた避難場所を危険と判断し、率先して高台に避難誘導した生徒がいるなど、防災教育に基づく行動が奇跡を生んだそうです。片田教授いわく、あの日大きな揺れが5分ぐらい続いた。「津波だ、逃げるぞ」大槌湾に近い釜石東中学校では、副校长が避難の指示を出そうとしたときには、既に生徒が大声をあげて全速力で走り始めた。中学校近くの鵜住居小学校では、全校児童を校舎の3階に避難させていた。しかし、中学生が避難するのを見てすぐに合流。あらかじめ避難場所に決めていた介護施設に避難した。すると、施設の裏山が崩れかけているのを発見。堤防に激しくぶつかる津波の水しぶきも見えた。「先生、ここじゃだめだ」生徒が言う。両校の児童・生徒は、さらに高台を目指し、もう一度走り始めた。子供たちが第2の目的地に到着した直後、最初の介護施設は津波に飲まれた。ぎりぎりで助かった。両校の児童・生徒約600人が避難する姿を見て、地域住民とともに避難を始めた。中学生は小学生の手を引き、避難の途中で合流した鵜住居保育園の園児たちの避難も手伝った。片田教授は、「子供たちの行動で多くの命が救われた。小学生、中学生のうち病欠などしていた5人が亡くなっているので、もう手を挙げてよかったですとは言えないが、学校管理下にあった約3,000人の子供たちを犠牲者ゼロにできたことは、本当によかったです」と話していたそうであります。

同市の取り組みは、子供を通じ、家庭や地域社会への防災意識の向上へつながった注目すべき事例だったの

ではないでしょうか。

その一方で、宮城県石巻市の小学校では、生徒の約7割が死亡、行方不明になりました。市教育委員会から、防災危機管理マニュアルで、津波時の避難場所を決めておくよう指示があったにもかかわらず、具体的な避難場所を決めていなかったことなどが問題視されております。

当然ながら、防災教育だけがすべてではありません。不測の事態に備えたハードまたソフト両面にわたる対策の重要性は言うまでもありませんが、どれだけ万全の対策を施しても、想定外の災害は起こり得るというのが、今回の最大の教訓だと痛感いたします。ハード面の防災対策を講じつつも、地域の実情に応じた防災計画とともに、日ごろから個々人の防災意識を高めていくことが求められていると思います。

我が町では、年1回町全体で避難訓練が実施されております。いつも大変勉強になっております。そして、児童・生徒に対する授業の中での防災教育、避難訓練等はどのようにになっているのかお伺いいたします。

まず1点目として、学習指導要領における防災教育の位置づけについて。

2つ目、避難訓練等の実施状況について。

3点目、自宅から学校までの危険箇所を把握し、緊急避難場所等を示した防災マップは作成されているのかどうか。また、児童・生徒に周知徹底されているかどうか。

以上、3点お伺いいたします。

2点目の選挙事務について、期日前投票の宣誓書についてお伺いいたします。

全国的にも期日前投票が浸透してきており、投票日当日投票に行けない多くの方が期日前投票を利用されるようになってまいりました。本町でも最近の選挙では、期日前投票をする方が大幅に増加しております。

期日前投票に行かれた方々から、さまざまな要望をいただきました。中でも期日前選挙の中で、宣誓書の記入について、もっと簡略化できないかというお声を多く伺いました。現在、投票所入場券は1枚のはがきに家族4名の名前が記入されております。期日前投票所の受付で記入する宣誓書については、住民から職員に見られると、高齢者や障害のある方などは緊張して手が震えてしまうなどの声があり、何とか改善してほしいとのことでした。

私が調べましたところ、全国の先進自治体では、投票率向上の一環といたしまして、投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷して、自宅で事前に記入することで簡素化を図る取り組みが実施されている自治体もございます。つきましては、本町におきましても早急に取り上げていただき、次回の選挙から利用できるよう求めますが、町のお考えをお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

1点目、教育長、片岡義之君。

[教育長 片岡義之君登壇]

○教育長（片岡義之君） それでは、9番、丸島なか議員ご質問の小・中学校における防災教育についてお答えしたいと思います。

大きく3点、学習指導要領における防災教育の位置づけについて、避難訓練等の実施状況について、防災マップについての3点あったかと思いますが、まず初めに、学習指導要領における防災教育の位置づけについて

お答えをします。

防災教育につきましては、学習指導要領の各教科、領域をまたぎ位置づけられております。それに基づきまして、町内の小・中学校では、学校安全全体計画を作成しております。その中に防災計画が盛り込まれ、教育課程の中で、教育活動全般を通して、意図的、計画的に実施しているところでございます。

次に、避難訓練等の実施状況につきましてお答えします。避難訓練につきましては、各学校において学校行事に位置づけまして、毎年火災を想定した避難訓練を2回、地震を想定した避難訓練、災害を想定した保護者への児童・生徒の引き渡し訓練、不審者侵入を想定した避難訓練をそれぞれ1回ずつ行っているところでございます。

言うまでもなく、子供の安全を守るためにには、各学校において安全教育を充実し、子供自身が危険を予測し、その危険を回避できるような資質、能力を育てることが不可欠であります。今、丸島議員の出された事例を見ても、そのことは明らかであるというふうに思います。

長南町教育委員会では、学校教育の指針の中に、学校経営の基盤に安心して学べる安全な学校づくりを掲げております。そして、自分の命や安全は自分で守ることのできる能力や態度の育成を重点目標の1つとして、防災教育や避難訓練等の充実を図っているところでございます。

また、このたびの東日本大震災を教訓にしまして、火災や地震、不審者への対応のみならず、学校の立地条件に合わせた、例えばがけ崩れ等への対処、避難の仕方、あるいは先ほど丸島議員の出ていました津波でございます。けさも岩手県で震度5の地震があり、津波警報が出まして、皆さん避難をしております。このように、今回の津波の被害を考えまして、子供の将来を考えたとき、いつ、どこで遭遇するかわからない津波に対する対応についても、指導訓練を実施していかなければならぬと考えまして、現在、各学校において計画の見直しを図っているところでございます。

最後に防災マップについてお答えします。町内の小・中学校では、防災マップという形ではありませんけれども、通学路の安全マップを作成しております。学校職員が実際に現場を見て、情報を収集したり、児童・生徒や保護者からの情報をもとに整理し、通学路の交通安全及び防犯を中心とした安全マップを児童・生徒とともに学習教材の一つとして作成し、その活用を図っているところです。崩落が予想される場所や、資材置き場等の危険箇所につきましても、学校で把握し、平素児童・生徒に指導はしておりますけれども、今後は安全マップ上にもきちと記載をし、児童・生徒に注意喚起をしていきたいというふうに考えています。

また、登下校中の緊急避難場所につきましては、いつ、どこで起るかわからないというのが災害であります。避難場所を限定するというのはなかなか難しいかと思いますが、先ほどの事例にもありますように、また長南町で取り組んでいる方向もあると思いますが、自分の命や安全を守るという認識のもと、あらゆる危険を想定して、いつ、どこにいてもまず危険を回避するという第1次避難の行動がとれる力、これを今後とも意図的、計画的、継続的に指導していく必要があるというふうに考えています。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 2点目、選挙管理委員会書記長、西野秀樹君。

[総務課長兼選挙管理委員会書記長 西野秀樹君登壇]

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（西野秀樹君） 期日前投票の宣誓書については、長南町選挙管理委員会委

員長にかわりまして、書記長であります私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

公職選挙法第44条第1項では、選挙人が選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならないという規定がされておりまして、投票というものは選挙期日の当日に行うという当日投票主義という原則がますござります。

その例外といたしまして、公職選挙法第48条の2でございますけれども、選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、先ほどの44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示または告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができるという規定がありまして、これが期日前投票制度の根拠となっておりまして、各号のどれかに該当することを宣誓する、例えば当日仕事だとか、あるいは旅行だとかという理由を記入して投票することとなっております。

まず、宣誓書の記入についてのご質問だと考えられますけれども、実は期日前投票につきましては、平成15年、2003年の公職選挙法の改正によって設けられました制度でございまして、先ほど丸島議員がおっしゃるとおり、選挙のたびごとに期日前投票を利用する方がふえております。4月に行われました町議会議員選挙におきましては、投票者総数の22.3%、実に4.5人に1人の方が期日前投票を利用している状況でございました。これを見ますと、期日前投票につきましては、もはや例外的な投票という性格は薄くなっておりますし、投票率の向上や有権者の利便性など、いろいろな側面から期日前投票制度について考えなければならない時期に来ていると感じております。

いろいろ他市町村を調べてみると、宣誓書の様式をホームページからダウンロードして自宅で記入できるようにしている市町村、あるいは先ほどお話がございましたが、入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷して、自宅で記入できるようにしている市町村、幾つかの事例を見ることができました。総務省の見解あるいは法律等の規定からいたしましても、宣誓書を記入する場所についての制限はされておりませんので、自宅での記入については問題がないと思われます。

このように、宣誓書の取り扱いについては、選挙人の利便性の向上のため、工夫の余地があると考えられますので、先進地の例もさらに研究をさせていただき、有権者の利便性と改善にかかるコストなども考慮しながら、手続きの簡素化も含めて検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松崎 熱君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 大変ありがとうございました。

本町における防災教育の現状も、ずいぶんいろいろな方面からやっていただいて、本当にすばらしいと思いました。地震、風水害、災害はどうして起きるのかという災害のメカニズム、そういうものも理科とか社会とかで、そしてこういうふうなことが起ったときは、こういうふうに対処するんだよと、地震で例えば電柱が倒れて、触ると電線が感電したりという、そういうこともありますし、そういう方向で、さまざまな場面を想定して、訓練をしていただきたいと思います。

そして、何かが起きたときには、やっぱり地域の方とかボランティアの人たちと連携をとらなくてはいけないと思いますので、そういう面でも大切ではないかと思います。

そして、防災マップの件ですけれども、重複するかもわからんけれども、本当に今の時代、自然災害は一つ、どこで何が起きるかわからないということで、当然のことながら登下校中に地震、またゲリラ豪雨、また川の増水、先ほども言われていますようにがけ崩れ、また火災、こういうことが発生する可能性もあるわけですので、自宅から学校までの防災マップもきちと作成したほうがいいのではないかと、そのように思います。

津波は、長南町ではここまで津波が来るとは考えにくいわけですけれども、これは調査したわけじゃないんですけども、豊栄の米満か千田あたりに船がたどり着いたという、そういうお話もこれはやっぱり津波か何かで流されてきたと思うんですけども、そういうお話を聞いておりますので、本当に海から遠いから大丈夫ということも、本当は大丈夫にしてほしいわけですけれども、その辺も絶対大丈夫ということは言い切れませんので、そういうことも考えて防災マップのほうも確認し合ってやっていただきたいと、そのように思います。

そして、2点目の期日前投票の宣誓書につきましては、前向きに検討していただけるというそういうお話をいただきましたので、私が調査したところではもう2002年ないし2003年ごろからパソコンからダウンロードして、それで宣誓書を書いているという、そういう自治体もございましたので、ぜひとも次回の選挙からお願ひできればありがたいです、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） 要望でよろしいですか。答弁求めますか。

○9番（丸島なか君） 教育長のほうで。

○議長（松崎 勲君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 丸島議員のおっしゃるように、命を守ったり安全を守るということは、これは子供に限らず大人でも同じわけであります。ですから、議員のおっしゃるようにあの子供たちが生きる力、いわゆる学校に今求めている生きる力の中の一つとして、将来にわたって安全に生きる力をつけてあげる。その基礎をつけるということで、今長南町は「津波でんでんこ」の「てんでんこ」という言葉がまさにそのことをあらわしていると思います。いつ、どこで災害に遭っても逃げる、自分の命を守るということのできる力を育てていくために、いろいろなことをやっているわけですけれども、すべての災害を事例に取り上げてやることはなかなかできません。しかし、今回の津波を見たときに、大災害、千年に一度と言われる災害に遭うかもしれません。例えば、今の子は海岸にも結構遊びに行ったり、釣りに行ったりするわけです。大人になってもするわけですが、そのときにそのことを思い出して、第一に避難の行動がとれる、そういう力を今後ともつけていきたいと思います。

それと、今、地域の方々のボランティアの方々にたくさんご協力いただいて、現時点でも登下校の見守り活動等もやっていただいているので、これからも地域の方々と協力しながら、子供の安全それから子供の将来にわたって、安全に行動できる力をつけていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 大変ありがとうございます。

行政また政治というものは、町民の暮らしと安全を守る、これらが重要な課題であると思います。その中でも、命を守っていくという部分が、本当に大切であると思います。命を守るという意味でもさらに充実した取

り組みをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松崎 熱君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

（午前11時49分）

---

○議長（松崎 熱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時57分）

---

○議長（松崎 熱君） ここで、午前中の左一郎議員の一般質問のうち、再質問に対する答弁が十分でなかつたため、追加して答弁をしたいとの申し出がありましたので、これを許します。

企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） 左議員の1戸当たりのために中継局を設置するのかのご質問に対して、答弁が足りなかつたので、議長のお許しを得て追加答弁をさせていただきます。

中継局の設置場所については、慎重に検討を進めており、1戸のために中継局を設置するようなことはありません。本年度は、南総一宮線より北部37カ所の設置を予定しており、本年度の事業内容については、議員全員協議会を開催していただき、その中で詳細について説明をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### ◇ 小幡安信君

○議長（松崎 熱君） 一般質問を続けます。

次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君登壇]

○4番（小幡安信君） 4番、小幡安信です。

議長の認を受けまして、質問させていただきます。

この場におきまして質問の機会を得ることができますことを、光栄に存じております。が、何分にも初めてのことですので、失礼な点がありましたらお許しください。また、新人議員の特権といたしまして、少々型破りな質問もあるかとは思いますが、お許し願いたいと思います。

町長におかれましても、平成10年2月に町長に就任されてから13年、4期16年の町政の仕上げの時期かと思います。どんな理想、夢を持って町長になられたか、初心を思い出していただくよい機会かと思いますので、当時の思いなども聞かせていただければ幸いです。

町長になられてからの町を取り巻く情勢の変化も大きなものがあったと思いますが、日本全体が後退期にある中、町の衰退に対していたずらに町長の責任を問うことはできません。しかし、他の自治体より過疎化が進んでしまったことには、ある程度の責任はあるのではないか。責任を感じてもらいたいとは思うのです。そして、今の町の停滞状況を立て直すことに協力して取り組んでいきたいと思います。町長が町の歴史に残ることは間違いないのですが、名町長として刻まれるよう努力することに、協力を惜しむものではありません。

そこで、町行政につきまして、幾つかの質問をさせていただきます。

まず第1に、選挙結果で示された住民の意思についてですが、地方自治は執行権を持つ首長とチェック機能を持つ議会が、それぞれの立場で責任を果たす二元代表制であります。町と議会が切磋琢磨しながら、よりよい町をつくっていきたいと考えます。

5年前の町長選挙そして前回の町議会議員選挙は、合併問題の影響で無投票となりました。ところが、了解事項かと思われていた合併が破綻して、長南町は多難な再出発を迫られています。昨年から今年にかけて行われた町長選挙そして町議会議員選挙、これは住民の意思の表現として大きな意味があったと思います。地方と国レベルでは結果のとらえ方に大きな違いがあることは承知しておりますが、1つの目安として接戦でありました昨年の町長選挙、そして今回過半数を新人が占めることになった議会議員選挙の結果について、住民は何を望んでいるのかを読み解くことが必要なのではないか、そう考えます。町長のお考えをお聞かせください。

次に、町長選挙におきまして、町長ご自身が掲げられた「役場が変われば町も変わる」というスローガンでの、町長自身の具体的な行動について質問したいと思います。

役場職員の座り方が横向きから正面向きに変わったことは、賛否はありますが、目に見える形での変化でした。しかし、町長自らの変化はどのように表現なさっているでしょうか。近隣町村のホームページには、町長自ら考えを積極的に発信しているところがあります。町長は、他の市町村のホームページはごらんになっておられますでしょうか。例えば交際費の公開、マニフェストの進捗状況、日曜窓口の開設等、見ている町民は当然ながら他の市町村も、各市町村の比較を行いながらホームページを見ていると考えられます。もっと積極的に町長自らが行動を起こすことが、町民の気持ちを鼓舞することにつながるのではないか、私はそう考えるのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

次に、3月11日の東日本大震災後の町の防災対策についてですが、先ほど質問された加藤議員と重なる部分があることは承知しておりますが、私なりに考えを述べさせていただきたいと思います。

未曾有の大災害となった今回の地震は、日本全体の防災対策の見直しも迫っていますが、私は防災対策強化への取り組みとして、人的な防災対策の面から考えてみたいと思います。人は石垣、人は城とも言われていますが、問題となる役場職員のことについてお聞きしたいと思います。役場職員の町外者率については、加藤議員も触れておりましたが、私も他の市町村と比べて多いように思いますがどうなのでしょうか。

長南町の場合、大きな災害として想定されるのは、地震と大雨による土砂災害かと思いますが、その場合に登庁困難者が何名発生するのかを把握しておられるでしょうか。町外居住者が多いというのは、初期活動に大きな弊害があるのでないでしょうか。公正な試験の結果として優秀な人材が町の外の者であったということも理解はできます。町のためにあえて人材をほかに求める必要もあるでしょう。しかし、当然のように給料は町で払っております。それは町の貴重な財産を他の市町村に払っているということでもあります。

また、いざ必要というときに、近くに役場職員がいない、いても住民の顔を知らない、地域の実情を理解していないということでは、町に役立つ度合いが違うのではないかでしょうか。私は、役場職員が適正に町の中に配置されることによって、町民ニーズの把握や町の情報の迅速な伝達など、多くのメリットがあると思います。特に、ひとり暮らし、老人世帯が増加して役場に来ることもままならないというとき、近くに職員がいれば頼むこともできるし、いざれば職員一人一人が役場の窓口機能を担う必要がある、あるいはその必要が出てくる

と考えますが、そのためには職員の町内への居住が必要となるのではないかでしょうか。

先ほど、本年度採用試験を行うということで、町の住民を特別に優遇はできないということでしたけれども、それならば、採用試験の結果受かった職員に、町内への居住を勧める、そういうことはできるのではないかでしょうか。それは、町の空き家対策や防犯対策、あるいは活性化等と連動していくと思いますが、町長としてはどうでしょうか。

次に、第3次総合計画の反省と第4次総合計画についてですが、長南町過疎化自立促進計画、第4次総合計画等、いろいろな資料をいただいて読ませていただきました。書かれてあることは立派ですし、問題点もよくわかつていて、計画どおりできればとてもよい町になるはずのものです。

平成13年の第3次総合計画では、住宅計画の関係で10年後、つまり今年ですが、町の人口は1万3,000人にふえる予定でした。が、計画がなくなってしまって、変更を余儀なくされたことはいたし方ありません。その後つくられた平成17年の長南町第3次総合計画（後期計画）において、新たに後期基本計画の目標値が掲げられています。例えば、巡回バスの利用者数を9,279人から1万1,000人にふやす。集落営農組合数を5組合から9組合にする。合併浄化槽未設置件数を550戸から200戸に減らす等、27項目にわたって具体的な目標数値が掲げられています。いわゆるマニフェストと呼ばれるものかもしれません。ちょうどマニフェストばやりのときにつくられたものかもしれません、きちんとできたかできなかったかを検証するために挙げてあるはずですし、検証してこそ意味のあるものです。

ところが、第4次総合計画にその達成度合いは書かれておりません。3次と4次とを比べてみても、表現方法を幾らか変えてあるだけで、新しい計画とは言い難い部分が多いと思いますが、それはきちんと検証していないからではないでしょうか。今からでも遅くはありません。その達成度合いを教えてほしいと思います。そして、第4次総合計画においても同様の数値目標を挙げるべきではないかと考えますがどうでしょうか。具体的な数値を挙げてしまえば、達成できなかったときに指摘されてしまうと考えるかもしれません、そうではありません。きちんとした数字を出して、その目標に向かって果敢にそして真摯に努力する姿勢こそが、住民にとって頼れる、頼もしい役場になるのではないかと私は考えますが、町としての考え方をお聞かせください。

以上、長々とまた少々的外れな質問もあるかとは思いますが、今後ともともにこの町の発展のために、知恵を出し合い、努力したい熱意はご理解いただいて、私の質問を終わりとします。回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡安信議員の質問に答えたいと思います。

件名としましては、今後の町政への取り組み姿勢について、そして選挙結果で示された住民の意思についてから、4点ほど頂戴を要旨としていただいている。順次お答えしたいと思います。

まず、選挙結果で示された住民の意思はどんなところにあるかというご質問ですが、まず、町長選挙におきましては、私自身が当事者でありますので、私の主観を述べさせていただきたいと思います。

私は、4期目の選挙に当たりましては、長南町の農業問題を中心とした町づくりをしていくんだということ

を約束にあげて、選挙をしたわけでございます。そういったことで当選をさせていただいたところでございますけれども、民主党の政権交代がマニフェストの評価にあったように、公約の評価が当落を決定したのだという、そこまでは考えておりません。いずれにしても、選挙で戦うからにはこういうことをやりたいということですけれども、4期目は農業中心にひとつやってみたいと。そして「役場が変われば町が変わる」と、まず役場から変えていきたいと、こういうような考え方で選挙をやらせていただきました。

そして、住民が選択したのは藤見であったわけでございますが、私としましては、この選挙を振り返る中で、非常に普段がやっぱり大事だという反省を、選挙当日にも申し上げましたが実感をしたところでございます。長いものには飽きもあるでしょうし、また人に好かれることも胸を張ってやらなければならないこともあります。10人が10人、町民すべてがよろしいと言われるような行政マンとしては、私はそういった行政マンはそう多くはおらんと、いずれにしても多くの方々のいろいろな考え方の中で支えられて、行政をそのときの執行部と議会とで、いろいろと協議する中で、町民に耳を傾けてしていくのが、私の置かれておる立場だと思います。くどいようですが、長くやっておりますと、いろいろなこういうふうにされたほうがいい、ああいうふうにされたほうがいいというようなこと也有って、大変非常に申しづらいことなんですけれども、先ほども接戦というような言葉も出ました。大変微妙な結果で、今こうしてお世話になっておるということで、今後も先ほど小幡さんが初心を忘れずにということでございましたが、そういった考え方でまいりたい。

また、町議会議員の結果について、私なりに大変僭越でございますが、結果からして一言で申し上げるならば、町民が確かに新しいものを求めたものもあったかには受けとめられます。がしかし、当選されました皆様が町民の信望、信頼を勝ち得た結果であるということで、これはもうすばらしい結果であったというふうに、私から言う以外にございません。そういうことで、選挙の関係についてはご理解いただきたいと思います。

私が、いろいろとこれからお世話になるわけでございますが、私の信条は町民との対話と協調、そして協働です。意見や提案を聞く耳は人一倍に私は持っているつもりです。今後も議会の皆さんとも十分協議しながら、町民の希望にこたえられるよう汗水を流し、努力してまいりたいとこんなふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の「役場が変われば町が変わる」というスローガンの関係でございますけれども、第4次行政改革をスタートさせたときの基本理念でありました。役場が変われば町が変わるというのは、4次行政改革をスタートさせたときの基本理念でございます。一番最初に挙げてございます。そして、第4次行政改革は、平成21年度から26年度までの5カ年間の改革となっており、今年度はちょうど中間点に差しかかっています。

いまや改革はどの市町村でも行われていますが、改革を形としてこなしているだけの市町村と、本当の意味で変わる力を養っている市町村には大きな差があります。改革は、だれもが、いつでも、どこでも行うようになって初めて形となってあらわれるものだと思います。

職員の住民対面式の配置については、職員の意識改革のスタートの段階であり、その実践を通じて得られた変わるべき力を組織に根づかせていく取り組みであるとご理解いただきたいと思います。この関係についてもいろいろ言われています。よかつたという者もいます。いや、入ってくると顔がすぐ向き合って調子が悪いとか、いろいろ出ています。が、しかしこれは私の信念でやっていることでございますので、ご理解いただきたいと思います。

したがって、「役場が変われば町が変わる」は、私を含めた町役場職員全体の意識改革理念であり、町長個人、職員一人一人の問題ではないのです。職員全体が変わる力を意識し、自己改革できるようになれば、それらは大きなうねりとなり、長南町という地域全体に意識改革をもたらすことができると信じて、これからもこのスローガンを發していきたいと考えております。

他の町村のホームページのことにもご質問がございましたが、実はパソコンの関係、非常に私は不得意でございまして、他の首長のまねもしたいわけでございますが、常日ごろそんなふうにも考えておりますけれども、私のできない分は職員にぜひやってもらいたいというふうに、頑張ってもらいたいと、こんなふうにも考えております。

実は、答弁書を職員がつくって、今後は私も一生懸命勉強してそれに努めるというような答弁書になっておりましたけれども、私もこの年になって勉強するなんていうことは、若い皆さんの前で言えませんので、勉強してホームページを自分で発信できるようにするなんていう約束はしない。お前ら職員がやれと。これが職員を使う、私が職員と一緒に仕事をする、藤見の考え方であるということもひとつ理解していただきたいと思います。

次に、3月11日の東日本大震災の町の防災対策について、町職員の採用について、冒頭のごあいさつでも申し上げましたように、県下の市町村で統一試験で実施したいということも申し上げましたけれども、最近では町外からの採用も多くなっていることと理解をしていただきたいと思うんですが、午前中の加藤議員の質問にもございましたけれども、そうかといって町内在住の者を採用するというような条件はとてもつけることはできないというふうに考えておりますし、採用の形の上では、形というか実際の、今後実施していく上でも、共同でやっていきますのでこのような結果がどうあれ、町内が多くなるあるいは町外が多くなるという結果はともあれ、実施方法あるいは採用については町内を主にというようなことは現時点では考えておりません。

既に町外から採用された職員の多くは、実家からの通勤で、結婚を機に独立した職員は夫婦で茂原など近隣の都市部から通勤しております。小幡議員の言われるように、若い職員が町に居住することは、町の習慣、風習を知り、あらゆる地域の人たちとコミュニケーションを図ることができ、さらに災害の際の職員を速やかに招集することができる、いろいろなことがございます。

しかしながら、現在の町の住宅環境は、民間によるアパート賃貸物件などもなく、また町に空き家バンクとして登録件数もない状況でございます。空き家に関してはいろいろな理由から登録がないわけですが、今後、職員本人の生活設計と要件を満たす空き家物件が登録された際、希望があれば紹介し、提供したいと考えております。いずれにいたしましても、先ほど言われましたように、町内、町外がよその町村を通してどんな割合かというようなことも質問をされておりますけれども、その辺についてはよその状況もつかんでおりませんし、また、うちの状況も私としては何割が町外の職員だというのも、今ここでこうだということはお答えできませんけれども、そういうことをとにかく余り気にしないで採用しておるということを、ひとつご理解いただいて、災害時などは、いろいろと工夫をする中で後手に回らないような形をとらせていただきたいと、このように考えております。

次に、第3次総合計画の反省と4次総合計画についてでございますけれども、第3次総合計画の後期基本計画の策定に際し、町が目指そうとする町づくりの実現のため、町民と役場、民間と行政などが分け隔てなく一

丸となって取り組む必要があるとの考え方のもと、目標をわかりやすくするため、目標数値を示しました。

目標数値の設定については、初めての試みであったこともあり、担当が項目、数値を設定し、各関係機関に承認をいただいたものになっております。

達成度合いについては、建設委員会等で報告をさせていただいておりますが、平成20年度までの報告では、27項目中12項目が達成しており、項目で言えば44%の達成率となっております。平成22年度までの集計ができる次第、あわせて公表していきますので、理解をいただきたいと存じます。

なお、第4次総合計画にも数値目標を掲げるべきとのご指摘ですが、第4次では大きな数値目標として、人口8,200人、交流人口7,200人を目指して、さまざまな事業を展開することとし、個別の数値目標は設定はしておりませんが、それぞれの担当で目標をもって実施しておりますので、数値目標で示せるものは示していくたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松崎 熱君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。

最初に申し上げたいのは、最初の質問に対する答えで、自分はこの年になってパソコンをやる気はないということは、非常に残念な回答であったと思います。ぜひやっていただきて、やっているんだということを皆さんに示していただきたい、みんなもおれがやっているんだから、みんなももっとやれというような形でやっていただきたいと思います。

それから、次に町の職員の採用についてですが、もちろん職員の採用を町内在住者に優先的にというのは無理かと思いますが、私がお聞きしたかったのは採用した後、町に住んでもらうようにはできないだろうか。あるいは採用するときの条件として、町の中に居住する、そういう条件はつけることはできないのだろうか。

そして、空き家バンクのことについて触れられておりましたけれども、確かにホームページには1軒しかありませんけれども、町内を回ってみると空き家はたくさんあるし、それは例えば区長さん方あるいはもっと下の組合長さん方に聞いていただければ、近くに空き家がたくさんあるというのは、すぐ情報として上がってくると思います。それが町のホームページになぜ載らないか。それについては人に貸してしまうと、その後のことが大変だからというおそれが、町民の中にあるのは確かだと思いますが、そういうおそれを解決するための努力をしてほしい。

例えば、睦沢町では空き家条例をつくって、空き家を改修することに対して補助を出していることもありますし、先ほど申し上げた役場職員が空き家に住むということになれば、それはその空き家を貸す人にとっても非常に安心感につながるという感じを受けるんですが、そのことについてもう少し積極的に空き家対策もやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、数値目標のことについてですが、13年度の後期計画について、私が見たときに数値目標をきちんと挙げられたということが、非常にああこれはいいことだと思ったんですが、第4期においてそれがなかったというのは非常に残念なことでありました。これについては、多分また5年後あたりに改定されるかと思いますけれども、そのときにぜひ吟味していただきたいと思います。

とりあえずそれだけで、先ほど申し上げた空き家バンクのことについて、あるいは町長自身のパソコンのこ

とについて、ご返答願えればと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君）　パソコンの関係と採用条件の関係は私の方で、空き家の登録の関係それと基本計画の4次の数値、その辺については担当のほうから答弁させたいと思います。

まず、パソコンの関係は小幡さんから、最初の私に対する要望として承っておきます。最初の要望として承っておくですので、ひとつご理解いただきたいと思います。

次に、職員の採用の関係ですけれども、小幡さんが今おっしゃった再質問ですと、内定をした段階なのか、2次試験か何かですと、どこかで長南町に住みなさいとあるいは最初の募集から長南町に採用になつたら住みなさいということは、ちょっと問題があると思うんです。そうすると、どこでどういうふうにするか。これも非常に問題があつて、じゃあこういうふうにしますということが、今この時点では申し上げられません。もう少し勉強させてください。そういう形で採用するというと、必ず問題がやっぱり出ます。そういう条件をつけますと。ですから、その辺をもう少し勉強したいと、こう思いますので1点はそういうことでお願ひしたいと思います。

じゃあ、2点については担当のほうから。

○議長（松崎 勲君）　企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君）　空き家情報バンクを充実させるというお話だったと思いませんけれども、空き家情報バンクについては、かれこれ5年ぐらい開設してからなるんですが、非常に登録される方が少ないという形です。ただ、問い合わせは非常に町外から多くなっております。それはやはり田舎暮らしというのが、ここにきて一種はやりになっているせいだというふうに理解はしているところでございます。

それに関して、要は供給が少ないということで、町もいろいろ工夫して登録してくださいというような努力はしているんですが、なかなか登録者があらわれてくれないというのが実情となっております。今、ホームページ上には空き家じゃなくて空き地が1件出てきているところなんです。

さらなるいろいろな登録物件が多くなるような形で、もうちょっと工夫を凝らしていくってみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君）　総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君）　総合計画の数値目標の関係でお答えしたいと思います。

まず、第3次の数値目標の最終結果につきましては、まとまり次第ホームページ上のほうで公表させていただきたいと思います。

それから、第4次についての数値目標の関係につきましては、建設委員会に諮り、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、数値目標で示せるものは示していきたいということでございますので、示せるものを建設委員会のほうで諮って、設定をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君）　4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございました。

最後に、先ほど荒井さんが答弁された空き家バンクに供給が少ないということでしたけれども、先ほど申し上げましたように、区長さんあるいは組合長さんを通せば、地域の空き家という情報はすぐ集まると思います。それをいかにして安心して預けられるか、町に登録してもらえるか、そういう努力を重ねていただきたいと思います。

それと最後にこれは要望になりますけれども、個人的に考えるに、町の中にあるいわゆる資源と言いますか、活性化するための手段というものは、正直たくさん眠っているんではないか。それを掘り上げる努力が少ないとではないかということで、幾つか私の考えることを述べさせていただきたいと思いますけれども、1つには、先ほど工業団地が県の採択にならなかつたということがありますけれども、現在、日本全体では太陽光発電を全国に展開して、大々的にやろうというような計画があります。

長南町には、太陽光発電の電池部材で世界有数の企業が工業団地の中にはあるんです。先ほどの工業団地と何とかマッチングできないかと。国ともぜひ交渉していただきたい、工業団地に大規模な太陽光発電をつくってもいいんじゃないかな。そういうことも考えます。

また、長南町にある日本一というのが幾つあるか。あるんですね、実際に日本一が。それは、ゴルフ場の数なんです。1つの町の中に10カ所もゴルフ場があるというのは、これは日本一なんです。ぜひ、その日本一という看板を大きく掲げて、目指していただきたい。例えば、今春の3月、小学校を卒業する生徒の中に、長南中学校にクラブがないから、ほかの学校に行くということで、他の町村に行かれた生徒があります。それは逆に考えれば、町の中に特色あるクラブがあれば、他の町村から子供が来る。子供に付き添ってもちろん親も来るわけですから、先ほど申し上げたゴルフという日本一のものを掲げて、小・中学校でゴルフクラブなんかできるんじゃないかな。ゴルフ場の協力も得られるんじゃないかな。そうすれば、ゴルフをやりたいから長南中学校に行こう、そういう生徒が来ないとも限らないと思うんです。

それともう一つ、ほかから長南町に来たいと言っているところはあるわけです。1つはシュタイナー学園、学校法人として正式に認可されていないので、小学校、中学校の卒業資格を得られないにもかかわらず、日本全国から来たいと言っているのがあるにもかかわらず、長南町では人が来ない、過疎化だと悩んでいる。もう少し工夫をして、そういう原石を見つけて、もっと磨く努力をしていいんじゃないかな。それについては、私たちもぜひご協力いたしますので、そういう長南町に埋もれている原石を見つける努力をもっとしてほしいということを最後に申し上げて、質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 要望で結構ですね。

○4番（小幡安信君） はい、結構です。

○議長（松崎 熱君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 仁茂田 健一君

○議長（松崎 熱君） 次に、8番、仁茂田健一君。

[8番 仁茂田健一君登壇]

○8番（仁茂田健一君） 8番議席、仁茂田健一です。

議長の許可を得て質問に入らせていただきます。

件名として、市町村合併についてですけれども、要旨として1町1市の合併についてお伺いします。

平成15年より2回にわたる長生郡市合併協議会が、数多くの調停項目すべて決定した中で、長生村の離脱、一宮町、白子町、両議会の否決によりまして休止という形になりました。このことに関しては、町長答弁は、当時の議会報で受けています。これは、長南町にとって非常に残念なことありました。

現在、長南町は年々人口が減少し、財政、教育、すべての面で憂慮にたえません。幸い、圏央道の開通により、インターチェンジが設置されることになっており、またグリーンラインも計画されております。

この際、茂原市と1町1市の合併により、茂原地区、長南地区、包括した都市計画を樹立し、これを実行することが急務であります。

再び申し上げます。1町1市の合併を決断し、藤見町政の最後を飾ることを提案し、町長の考えをお聞きしたい。

私の質問を終わります。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） 8番、仁茂田健一議員の質問にお答えいたします。

件名としては、市町村合併について、そして1町1市の合併についてが要旨でございます。

長生郡市の合併問題につきましては、市町村を取り巻く厳しい財政状況を背景とし、時限立法でありました合併特例法の期限という関係が重なり合って、平成15年から平成19年にかけて2度の合併協議が行われましたが、ご承知のとおり2度とも破綻し、現在に至っております。

特に、2度目の合併協議は、協議に必要な56項目すべてが協定項目として話し合いが終了したにもかかわらず、合併の成立には至らなかった。今、仁茂田議員の質問の要旨には、一宮町と長生村ということで、私もうつともう古くなったということで、思い出しましたけれども、いずれにしても7つで合併する協議でございましたので、1つでも2つでも合併から抜けるということになりますと、その合併については破綻をしたわけでございます。

そんな過程の中で、1市3町、これは茂原市と山手を意味したということで結構だと思います。また、1市2町、これは長柄町と長南町と茂原市でいいかと思います。また、1市1町、茂原市と長南町の合併、こういった形でのものについても、合併問題調査特別委員会でも徹底的に協議をいたしました。しかしながら、合併効果は薄く、住民の理解が得られないということで、選択はされませんでした。

合併により首長が減り、議員が減ることも効果として考えられますが、長生郡市における合併で広域市町村圏組合をなくし、二重行政の非効率性を取り除くことこそが最大の効果であると考えております。

したがって、1市1町というような段階的な合併は、効果の面だけでなく、住民にも理解を得られないとする以前の考え方と変わりはございません。ちょっと回りくどく言っていますので、わかりやすく申し上げます。

1市1町の合併については、住民の理解も得難い、そして私としても以前と同じような考え方であるということ

を、ひとつご理解いただきたいと思います

なお、再び7町村での合併機運が高まれば、私としては積極的に参加していきたいと個人的には考えております。今は、行政と住民の顔が見える関係、長南町に対する愛着を共有できる関係の中で、効率的かつ充実した行財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 8番、仁茂田健一君。

○8番（仁茂田健一君） 再質問ありません。

○議長（松崎 勲君） これで8番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎請願第1号及び請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」から日程第9、請願第2号 「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願までを一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号から請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号から請願第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第1号については採択することに決定しました。

これから、請願第2号 「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択を求める請願について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

請願第2号については採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は2時10分を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

（午後 1時52分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に可決成立し、同日に公布、施行されたことから、長南町税条例の一部改正の必要が生じたもので、地方自治法の規定に基づき専決処分をさせていただいたところでございます。

主な内容は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、個人住民税における雑損控除等の特例措置及び固定資産税の軽減に係る特例措置等を設けるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

[税務住民室長 湊 博文君登壇]

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、ただいま町長のほうから提案理由の説明で申し上げましたので、早速内容の説明に入らせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

町税条例の附則に3条を追加させていただくものでございます。

この附則は、制定附則でございまして、本則の特例措置を設ける場合に使う附則でございます。

初めに第22条でございますけれども、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の規定でございまして、住宅や家財等が損失を受けた場合の損失額を所得から控除する雑損控除につきまして、その適用を個人住民税では平成23年度から適用できることといたしまして、単年度で控除しきれない損失額の繰り越し期間を、現行は3年でございますけれども、5年間に延長をするものでございます。

次のページでございますけれども、第23条でございますが、同じく東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の規定でございまして、マイホームを住宅ローンを組んで新築や購入等をした場合の税額控除でございます住宅借入金等特別控除につきまして、この適用を受けていた住宅が本震災によりまして滅失をいたしました場合、本控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除が適用できることとするものでございます。

次の第24条でございますが、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定でございまして、本震災によりまして滅失または損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後の10年間、平成33年度まで宅地の固定資産税を軽減するものでございまして、その適用を受けるための申告等についての規定を設けるものでございます。

続きまして、次のページ7ページの下段でございますけれども、附則、こちらは改正附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、法律の施行日であります平成23年4月27日から適用するものでございます。

なお、附則第23条の規定でございますけれども、平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上が、承認第1号 長南町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求ることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） 極めて未熟な質問で大変恐縮なんですけれども、今回の条例改正は東日本大震災にかかる特例措置ですから、長南町にはおそらくこんな立派な改正をしても該当はないと思うんですけども、それだけ聞きます。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 石井議員のご質問にお答え申し上げます。

確かに、現状ではこの条例に該当する方はいらっしゃらないわけでございますけれども、まだ本日も東北のほうで震度5弱というような地震がございまして、その余震にかかわったことで災害が発生した場合にもこの条例が適用されるものであるというふうに聞いております。

また、被災された方が長南町に引っ越して、住所を移された場合には、長南町で来年度は申告が必要になってくるわけでございますけれども、そういう方々が住所を移された場合にもこの条例が生きてくるというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 今回の承認の関係なんですが、東日本大震災という内容ですが、阪神淡路大震災のときの地震のときには、このような総務省からの話はございませんでした。

それからもう一点ですが、もし東日本ではなく今も余震が続いている中で、東方沖の地震がタバもございましたけれども、それでマグニチュード8、9の地震が来て、このような災害が発生した場合、この条例を適用します、あるいはまた見直しする中で特例法を設置しますか、その2点お願いします。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 丸議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、阪神淡路のときの関係でございますけれども……

[「わかんねえか。後日でも結構です」と言う人あり]

○税務住民室長（湊 博文君） それから、新たな震源域での地震で災害の発生ということでございますけれども、それは東日本大震災に絡んだ地震なのか、また別な地震なのかという判断が国のほうでされるかと思いまして、それによってこの条例を使うのか、また新たな法律改正があるのか、それによりまして対応していくような形になろうかと思います。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第11、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、中間所得層の負担感の軽減を図るための地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の改正をお願いするものでございます。

なお、この改正に当たりましては、今月9日に開催されました国保運営協議会に諮問いたしましたところ、改正案のとおりご回答をいただいているところでございます。

次に、議案第2号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正の内容につきましては、総務費ではこの議場の修繕に係る費用と防災行政無線での住民の方々への情報提供を確実にするため、フリーダイヤルで内容を確認できる音声応答装置のリース料を、民生費では利用者の増加に伴い緊急通報システム設置に係る費用を、農林水産業費では農業集落排水事業特別会計繰出金の補正をお願いするものです。

財源については、前年度からの繰越金を充当して編成いたしました。

議案第3号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、平成22年度決算を見る中で繰越金が見込めたことで、国民健康保険税に繰越金を充てる補正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、汚泥乾燥施設に対する環境アセスメントを実施するため、委託料の追加をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から第4号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては各担当室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

[税務住民室長 湊 博文君登壇]

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されまして、町国保税条例の課税限度額を引き上げるものでございます。

この限度額の規定でございますけれども、第2条課税額の規定でございますが、それと第21条国民健康保険税の減額の規定に規定されております。基礎課税額に係る課税限度額を現行50万円を51万円に、後期高齢者支

援金等課税額に係る課税限度額13万円を14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行10万円を12万円に、それぞれ改正するものでございます。

附則でございますが、平成23年度からの国民健康保険税について適用させていただくものでございます。

以上が、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 勲君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、荒井清志君。

[企画財政室長 荒井清志君登壇]

○企画財政室長（荒井清志君） それでは、議案第2号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

一般会計補正予算書をお願いいたします。

1ページ目をお開き願います。

平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）です。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に371万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億6,951万3,000円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページ目になりますが、第1表 岁入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

8ページ目をお願いいたします。

まず、歳入です。今回の補正に必要な371万3,000円については、前年度からの繰越金を財源としております。

9ページ目をお願いします。

次に歳出です。

今回の補正では、各款に人件費の補正をお願いしてございますが、これは4月1日の人事異動に伴い、各項目間で予算の配分調整が必要になったためのものでございます。人件費の総額はかわっておりませんので、人件費関係の2節給料、3節職員手当等、4節共済費については説明を省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目一般管理費、11節需用費ですが、議員定数の減により議場のレイアウトをかえさせていただきましたが、あわせて変色、老朽化したじゅうたんの張りかえを行った修繕料83万8,000円の追加をお願いいたします。

9目防災対策費は、防災行政無線放送を補完するものとし、電話回線を使い放送内容の確認ができるシステム導入のための装置のリース料の39万2,000円の追加をお願いするものでございます。防災行政無線放送があったとき、聞き逃したり、その内容を確認したい場合、フリーダイヤル、無料になりますが、放送内容を音声で聞くことができるようになります。

11ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の中の工事請負費ですが、東日本大震災以来緊急通報システ

ムを希望するひとり暮らしの高齢者がふえております。5台分の工事費8万3,000円の追加をお願いするものでございます。

13ページ目をお願いします。

13ページの中の1項農業費、4目農村総合整備費の中の28節繰越金ですが、法律の改正によりまして農業集落排水の芝原処理場で環境アセスメントの実施が求められております。その費用240万円を農業集落排水事業特別会計へ繰り出すものでございます。

以上をもちまして、議案第2号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

税務住民室長、湊 博文君。

[税務住民室長 湊 博文君登壇]

○税務住民室長（湊 博文君） それでは、議案第3号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成23年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入予算の補正でございますが、第1表 歳入予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして説明を申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございますが2,050万円の減額をお願いするものでございまして、内訳といたしましては1目一般被保険者国民健康保険税で1,980万円の減額を、2目退職被保険者等国民健康保険税で70万円の減額をお願いするものでございます。これは、現行税率によりまして試算をいたしました結果によりまして、不足する額を減額させていただくものでございます。

次の10款繰越金でございますが、平成22年度の決算を見込む中で2,050万円の追加をお願いするものでございまして、税の不足分について繰越金を充てさせていただくものでございます。

なお、1款国民健康保険税と10款繰越金は、それぞれ会計上一般財源であることから、歳出側の財源更正が生じませんので、本補正予算は歳入のみの補正となるわけでございます。予算総額の11億5,880万円に変動はございません。

以上が、議案第3号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎 熱君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、野口喜正君。

[産業振興室長 野口喜正君登壇]

○産業振興室長（野口喜正君） それでは、議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号) の内容の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,860万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、先ほど町長の提案理由にもございましたように、環境アセスメント委託料240万円の追加をお願いするものでございます。

内容といたしましては、農業集落排水処理施設から排出される脱水汚泥は一般廃棄物に該当するという環境省からの指導があったことにより、一般廃棄物処理施設設置許可もしくは届け出が必要となりました。それに伴いまして、生活環境影響調査、環境アセスメントをしなくてはならなくなりました。

調査内容といたしましては、施設から放流されますもの、施設の稼働時の振動や騒音、施設からの悪臭の漏えい、し尿の運搬車両の騒音や堆肥室の二酸化炭素の状況、浮遊物の調査等でございます。堆肥調査や水質調査を許可あるいは届け出をしなければならないというふうなことによるものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

歳入につきましては、先ほど一般会計の説明にございましたように、全額一般会計からの繰り入れとなつたところでございます。

以上が平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松崎　勲君）　これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

ここで専決処分の承認についての丸議員の質問で、保留されました部分について、答弁をさせていただきます。

税務住民室長、湊　博文君。

○税務住民室長（湊　博文君）　先ほどの丸議員からのご質問の中で、阪神淡路の際の特例措置はどうだったんだというご質問をいただきましたけれども、同じく税条例の附則の中で、第6条の3に雑損控除額の特例、それから10条の3に固定資産税関係の特例措置が設けられておりますので、ご報告いたしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎　勲君）　暫時休憩します。再開は3時を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

（午後　2時41分）

---

○議長（松崎　勲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（松崎 熱君） これから、議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 一般会計の防災対策費の使用料及び賃借料の件なんですが、32万9,000円が予算に載つておりますが、防災行政無線の音声応答装置のリース料ですが、これは1年間の金額で何年リースをお考えなのか、リース満了後はどうなるのかもしあれば教えてください。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 総務室長、田邊功一君。

○総務室長（田邊功一君） ただいまの39万2,000円につきましては、これからすぐできるものではございませんけれども、月額5万5,860円ということで、本年度分7カ月分を予定させていただいております。回線数で4回線ということで、今後、やはり来年度以降もこの形でリースをさせていただきたいというふうには考えております。と言いますのは、アナログ放送が今後中止になってくるということもございますので、戸別受信機の制度が中止され、新たに購入のめどが立たなくなってくることが想定される関係で、当分の間、こういった形で予算のほうをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 何年リースか、もしわかれれば。

○総務室長（田邊功一君） 5年間です。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 所管のほうの質問をして大変申しわけございませんが、先ほど内容の説明の中で、緊急通報システム5台分を設置すると、東日本の震災の関係で独居老人が非常に不安だということで5台分を設置するという8万3,000円ほど載っておりますけれども、高齢化する中で運悪く亡くなつた方が緊急通報システムを取りつけてあった場合に、その機器類は、機器類と申しますか、システムは引き上げるのかしらね。あるいはその使用していたお宅にそのまま置いておくものでしょうか。非常に極めて単純な質問で申しわけありません。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 丸議員のご質問にお答え申し上げます。

緊急通報システムを設置してある場合は、1月リース料がかかっておりますので、亡くなられて不要となつた場合は撤去をさせていただいております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） それをまた再利用、申し込みがあった場合にはそっちのほうに向けるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） その機器自体につきましては、古いものは使えませんので、新しいものを設置するということで、設置する場合は工事費がかかりますので、そういったことで今回想定していたよりも申し込みが多いということで、工事費をお願いしたところです。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成23年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 環境アセスメントの委託料で240万ほど入っておりますが、これはあくまでも農業集落排水に限って環境アセスをやるという国からのやりなさいという法律ですか。

[「指導」と言う人あり]

○12番（丸 敏光君） 指導ですか。うちの近所でもある施設が合併浄化槽でのかいのを使いまして、農業用の排水路に流してあるわけなんですけれども、非常に悪臭が出来まして、近辺の田んぼの耕作者も非常に困っている。合併浄化槽に対しての指導はございませんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 本件の240万と合併浄化槽の関係、ちょっと違う次元でございますから、今ご提案している240万は、今肥料化して皆さんにお分けしています。足りないぐらいに出ていますけれども、毎週木曜日にやっているんです。それで、たまたま今睦沢町と長柄町の分も、そこでそういう形をとって農家の方にお分けしています。それでああいった処理をすると、240万かけてやっぱりやらなくちゃいけないと、アセスかけなくちゃいけないと、そういう指導を得ましたので、今回お願いをして環境アセスの関係で手続きをとることで、ひとつご理解いただきたいと思います。

それともう一点の浄化槽の関係については、よく実態を調べて、地元にご迷惑のかからないように、関係する者がおるとすれば指導してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思い

ます。

○議長（松崎 勲君） いいですか。

○12番（丸 敏光君） 前向きな姿勢で要望をお願いいたします。了解です。

○議長（松崎 勲君） 11番、石井正己君。

○11番（石井正己君） それでは関連ですけれども、長南町3カ所ありますね。集落の。これは3カ所で240万でしょうか。

これは環境アセスですから、おそらく放射能関係も入っているのか、どうかということが懸念されるんすけれども、それは入っていないとすれば、それはそれでいいですけれども、それでただいま若手の議員がよく結果や何かをホームページで長南町で公表しろということを言いますんで、これらもせっかくこういうことを調査するわけですから、せめて長南町ホームページぐらいで、結果いいですよと、我々はこの間小学校で検査してくれたものを公表してくださいまして、大丈夫ですということを聞かされましたけれども、我々だけじゃなくて一般住民にも、知りたい人がわかるようなそういう方法を、これからは適宜いただいたほうがよろしいんじゃないかということを考えています。

1点目のほうはひとつお答え願いたいと思いますが、2点目は要望にします。よろしくお願ひします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） わかりやすく答弁申し上げます。

3つ処理場がございます。1カ所で肥料化しているわけです。あの肥料化すること自体が環境アセスが必要だと、届けが必要だと、こういうことでご理解してください。それで先ほど長柄町と睦沢町の分もやっているなんて余分なことを言ったんだけれども、肥料化することで必要だということでひとつご理解いただきたいと。放射能の検査は関係ございません。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありますか。

7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 今、石井議員の質問で1カ所当たりのアセスということがわかりましたが、この240万はどうやって出てきたのか。それから委託先は決まっているのか。どのような発注をするのか、もしわかれれば教えてください。

○議長（松崎 勲君） 事業室長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 委託先については、これから検討させていただきます。

それと、法律の解釈では1カ所の汚泥処理場でその汚泥を処理する分については、こういった届け出あるいは許可は必要ございませんが、先ほど来町長がお話ししているように、給田の処理場の汚泥それから農業の処理場の汚泥を運んで、芝原で処理をしております。そういう関係で法律に照らし合わせると許可あるいは届け出が必要だということで、その周りに与える環境調査を実施するという内容でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 240万がどういう根拠で出てきたのかというのをお聞きしたいのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎 熱君） 事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 概算の金額で申し上げさせていただきますけれども、実は長南町ばかりではございません。こういったことをこれからするところは茂原市あるいは山武市のほうでも同じような形で調査を実施して、届け出あるいは申請という形になります。そういう中で、山武市のほうで少し先行しておりましたので、その辺の金額を参考にさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（松崎 熱君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） もう一点、先ほど野口室長の話の中に、振動、騒音、いろいろ項目がございまして、その中にCO<sub>2</sub>というのもたしかあったかということを記憶しておりますが、たしか芝原のプラントについては汚泥の焼却、乾燥は業者がプロパンガスを使って行っておったかと思いますが、以前も私も現役のときに考えましたが、近くに都市ガスがあるということで、都市ガスを使っていただければCO<sub>2</sub>の削減も少しは寄与するのかなというような感じも若干考えますので、またご検討のほうをできればお願いしたいということで、これは別に質問ではございません。結構です。

以上です。

○議長（松崎 熱君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第15、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、同意第1号の提案理由を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条の規定に基づき、識見を有する者を町長が選任することとされております。

今まで、永嶋文雄氏には平成15年6月から本町の監査を2期8年にわたり財務事務の執行や経営管理など幅広くご指導いただいたところでございますが、この6月23日、今日ですか、の任期満了を機に職を辞したいということでございまして、やむを得ず了承いたしたところでございます。

永嶋さんには、長い間のご尽力に対し感謝を申し上げる次第でございます。

後任の監査委員の選任につきましては、長南町坂本3974番地1の半澤秀明氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

半澤秀明氏の経歴については、お手元に配付したとおりでございまして、私が申し上げるまでもなく、本町職員として経験豊富で、人格、識見ともに非常に優れた方でございますので、ぜひともご同意いただきたいと考えております。

人事案件でもございますので、全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 熱君） これで提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 熱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 監査委員の選任につき同意を求ることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 熱君） 起立全員です。

本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 熱君） 日程第16、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることに

についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員につきましては、現在3名の方をお願いしておりますが、そのうち金澤義雄委員が本年6月30日をもちまして任期満了となります。

金澤委員につきましては、経験、識見ともに豊富で、委員として適任でございますので、今後も引き続きお力添えをいただきたくお願いをするものでございます。

経歴等につきましては、既にご承知のことと存じますが、お手元に配付してあるとおりでございます。

人事案件でもございますので、どうか全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎 勲君） これで提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 直近の3年でも5年でも結構ですけれども、固定資産評価審査委員会委員の関係で、異議申し立てとかそういうことは1回、2回あるいはそこまで出でていないということをちょっとお答え願いたいと。直近の3年でも5年でも、6年でも7年でもわかっている限り年数は問いませんが。

○議長（松崎 勲君） 税務住民室長、湊 博文君。

○税務住民室長（湊 博文君） 丸議員のご質問にお答え申し上げたいと思いますが、本町におきましては、異議の申し立てを受けたことはございません。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第17、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番、丸 敏光君。

[12番 丸 敏光君登壇]

○12番（丸 敏光君） それでは、議長のご指名により、発議第1号の提案理由を説明させていただきます。

発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年4月1日から町の行政組織の一部が見直されたことに伴い、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の所管について改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、第2条第1号では、総務常任委員会の所管となっております「政策室」を「総務課政策室」に、さらには、同条第2号では、産業建設常任委員会の所管に「事業課農業推進室の所掌に属する事項」を追加するもので、施行は公布の日からとさせていただくものでございます。

以上、発議第1号の内容について申し上げましたが、議員の皆様方には本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（松崎 勲君） お諮りします。

休憩中に松崎剛忠君ほか4名から発議2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

よって、発議2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

このまましばらく休憩します。

(午後 3時26分)

---

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

(午後 3時27分)

---

#### ◎発議第2号及び発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてから、追加日程第2、発議第3号 国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてまでを一括議題とします。

発議第2号から発議第3号の提案理由の説明を求めます。

14番、松崎剛忠君。

[14番 松崎剛忠君登壇]

○14番（松崎剛忠君） 議長のお許しをいただきましたので、発議第2号から発議第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてですが、義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成23年度の通常国会において、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金を制度化しようとしている。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分な議論がなされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の

安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう政府に意見書を提出するものであります。

続きまして、発議第3号 国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書提出についてですが、教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし、現在、日本の教育はいじめ、不登校をはじめ学級崩壊、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、未曾有の大地震、津波による災害、さらに原子力発電所の事故により、甚大な被害、損害が生じている。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成24年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・教育に関する震災支援策を十分に図ること。
- ・少人数学級を実現するため、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況をかんがみ、就学援助にかかる予算を拡充すること。
- ・子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保するべく、政府に意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、各意見書案が示す趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げて、発議第2号から発議第3号の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ここで発議第2号から発議第3号の提案理由の説明が終わりました。

以上で、一括議題とした発議第2号から発議第3号の提案理由の説明は終わりました。

これから、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから発議第3号 国における平成24（2012）年度義務教育予算拡充に関する意見書提出についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 国における平成24（2012）年度義務教育予算拡充に関する意見書提出についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本定例会の会議録調整に当たり、字句、数字その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成23年度第2回長南町議会定例会を閉会します。

---

◎町長あいさつ

○議長（松崎 熱君） 町長からあいさつしたい旨の申し出がございますので、これを許します。

町長、藤見昌弘君。

[町長 藤見昌弘君登壇]

○町長（藤見昌弘君） それでは、第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げたいと思います。

今定例会では、各重要案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決、ご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

議員の皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきまして、協議、検討を加え、今後の町政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、地上デジタル放送無線共聴施設設置工事につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決に付すべき契約となります。

つきましては、議員全員協議会を開催し、まずは事業内容等の説明をさせていただき、6月末の補助金の決定通知後、業者と仮契約を結ばしていただき、なおその結果を臨時議会、今の予定ですと7月中旬になろうかと思いますけれども開催をお願いし、ご可決をいただきたいとこのように考えております。そのようなことから、地上デジタル放送の関係につきましては、また2回ほどお寄りいただく機会をお願いしたいとこのようにお願い申し上げておきたいと思います。

これから本格的な暑さを迎ますが、今年は例年に増して、節電に努めなければならない夏になるようでございます。

皆様方には十分ご自愛の上、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時3分)